

少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の進捗状況

2022年7月1日時点

I 重点課題	
1 結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる	
I-1(1) 若い世代が将来に展望を持てる雇用環境等の整備	
(経済的基盤の安定)	
○若者の雇用の安定	<ul style="list-style-type: none"> ●フリーターの就職支援として、わかものハローワーク等(令和4年4月1日現在全国217箇所)に配置された就職支援ナビゲーターの担当者制によるきめ細かな個別支援、職業相談、職業紹介、就職支援セミナー等を実施している。 ●若者を含めた求職者等の就職を支援するため、公共職業訓練や求職者支援訓練を引き続き実施している。 ●キャリアアップ助成金の活用促進により、非正規雇用労働者の正社員転換や待遇改善への取組を支援している。また、新型コロナウイルス感染症に対する対応として、紹介予定派遣を通じた派遣労働者の正社員化に取り組む派遣先事業主に対するキャリアアップ助成金の助成対象を拡充している。 ●人材開発支援助成金の活用促進により、若者を含む有期契約労働者等の正社員転換又は処遇改善への取組を支援している。 ●新卒者等の就職支援として、新卒応援ハローワーク(令和4年4月1日現在全国56箇所)に配置された就職支援ナビゲーターの担当者制によるきめ細かな個別支援、職業相談、職業紹介や、就職支援セミナー等を実施している。また、特にコミュニケーション等に課題を抱える新卒者等を在学中から効果的・集中的に支援することを目的として、新卒応援ハローワークにおいて公認心理師等と連携した特別支援チームによる支援を実施している。
○非正規雇用対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●パートタイム労働者・有期雇用労働者について、パートタイム・有期雇用労働法(令和3年4月全面施行)に基づき、労働局による助言・指導等による法の履行確保を図るとともに、企業に対して、労務管理等の専門家による無料相談や先進的な取組事例の周知等きめ細やかな支援を実施している。 ●キャリアアップ助成金の活用促進により、非正規雇用労働者の正社員転換や待遇改善への取組を支援している。また、新型コロナウイルス感染症に対する対応として、紹介予定派遣を通じた派遣労働者の正社員化に取り組む派遣先事業主に対するキャリアアップ助成金の助成対象を拡充している。
○結婚・子育て資金や教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度の実施等	<ul style="list-style-type: none"> ●両親や祖父母の資産を早期に移転することを通じて、子や孫の結婚・出産・子育てを支援することを目的とした結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、令和3年度税制改正大綱(令和2年12月21日閣議決定)において適用期限を2年延長することとされた。 ●企業主導型ベビーシッター利用者支援事業に係る割引額について、非課税とするよう令和3年度税制改正を行った。 ●教育資金の一括贈与に係る非課税措置について、令和4年5月現在で契約数は25.3万件、受託状況は1兆8,925億円と制度創設以降順調に推移しており、世代間の資産の移転を促し、教育資金の確保及び少子化対策に寄与している。令和3年度税制改正要望において、所要の見直しの上、2年の延長が認められた。 ●令和3年度税制改正において「子育て支援に要する費用に係る税制上の措置」が創設された。
I-1(2) 結婚を希望する者への支援	
(地方公共団体による総合的な結婚支援の取組に対する支援等)	
○地方公共団体による総合的な結婚支援の取組に対する支援等	<ul style="list-style-type: none"> ●地域少子化対策重点推進交付金により、地方公共団体が行う総合的な結婚支援の取組や新婚世帯の新生活のスタートアップ支援に係る取組を支援している。引き続き、交付金を活用した取組を進めるとともに、複数の地方公共団体による広域的な取組については重点的に支援していくこととしている。また、令和4年度は、NPOを始めとする民間団体の知見をいかして策定した結婚支援ボランティア等育成モデルプログラムを活用した取組についても重点的に支援することとしている。 ●地方公共団体において結婚支援に取り組む担当者及び結婚を希望する独身男女に出会いの機会を提供する結婚支援者を対象に、結婚支援の更なる充実に向け、情報の共有や機運の醸成を図るため、「結婚応援に関する全国連携会議」を開催している。令和2年度に引き続き、令和3年度においてもオンラインにより会議を開催した。
I-1(3) 男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備	
(保育の受け皿整備の一層の加速)	
○「子育て安心プラン」等に基づく保育の受け皿の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●「子育て安心プラン」では待機児童の解消を図り、女性の就業率8割に対応できるよう、約32万人分の受け皿確保を目標としていたが、令和2年度末までの受け皿拡大量は約26.1万人分であった。 ●令和3年度以降の保育の受け皿整備については、できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性の就業率の上昇に対応するため、令和2年12月に公表した「新子育て安心プラン」に基づき、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備することとしている。
○地域の実情に応じた保育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●企業主導型保育事業については、令和3年度の新規募集の結果を受け、約4,600施設(定員約10.8万人分)の助成決定を予定(数値は前年度からの累積)。 ●令和3年度に幼稚園において保育を必要とする2歳児の受入れ時における単価の充実及び事業開始にあたって必要となる経費の補助を創設することにより、幼稚園における預かりの充実を図っている。 ●「子育て安心プラン」では、各地方公共団体が策定した「子育て安心プラン実施計画」をHPIにおいて公表し、保育提供区域ごとの申込者等の計画の見える化を実施するとともに、保育コンシェルジュ(利用者支援事業(特定型))や広域的保育所等利用事業に必要な予算を確保し、積極的な活用を促した。引き続き「新子育て安心プラン」においても、①地域の特性に応じた支援、②魅力向上を通じた保育士の確保、③地域のあらゆる子育て資源の活用を柱とする各種施策を推進する。 ●人口減少地域等における保育の在り方については、令和3年12月に「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」において取りまとめられた政策の方向性に沿って、取組を進めているところであり、令和4年3月には保育所等へのアンケート調査を踏まえ、報告書を取りまとめ、公開している。
(保育人材確保のための総合的な対策の推進)	
○保育人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年3月に「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」を策定した。 ●ICTの活用に当たっては令和2年度補正予算に、保育補助者の活用や「保育の現場・職業の魅力向上検討会」の報告書を踏まえた保育士・保育現場の魅力の発信の実施に当たっては令和3年度予算において必要な予算を計上している。 ●保育士等の処遇改善については、平成25年度以降の累次の改善による月額約4万4千円に加え、平成29年度からの技能・経験に応じた月額最大4万円の処遇改善を実施している。また、令和3年11月の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、令和4年2月からは、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提に、収入を3%程度(月額9千円)引き上げるための措置を実施している。
(放課後児童クラブ・放課後子供教室の整備及び一体的な実施)	
○「新・放課後子ども総合プラン」の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●平成30年に厚生労働省と文部科学省が共同で策定した「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、令和5年度末までに全小学校区で放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万カ所以上を一体型で実施することを目指す。放課後子供教室の実施に係る補助事業を実施。 ●平成26年7月に策定した「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブの約30万人分の追加的な受け皿を整備し、約122万人分の受け皿を確保する目標に対し、令和元年5月1日時点で登録児童数が約130万人となり、目標を達成した。 ●平成31年度以降は、平成30年9月に策定した「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、令和3年度末までに約25万人分(約122万人⇒約147万人)の受け皿を整備し、待機児童の解消を図り、その後も女性就業率の上昇を踏まえ令和5年度末までに計約30万人分(約122万人⇒約152万人)の受け皿を整備することとしている。また、全ての小学校区で放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型について、1万カ所以上で実施することを目指す。
(企業等による事業所内保育施設等の設置の促進)	
○企業等による事業所内保育施設等の設置の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●企業主導型保育事業については、令和3年度の新規募集の結果を受け、約4,600施設(定員約10.8万人分)の助成決定を予定(数値は前年度からの累積)。 ●企業主導型ベビーシッター利用者支援事業については、令和3年度、約27万枚の割引券の精算を行った。 ●大学が保育施設の設置をするために一定の支援を行っているところ。 ●「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」において、出産・育児等のライフイベントと研究との両立や女性研究者の研究力向上を通じたリーダーの育成を一体的に推進するダイバーシティ実現に向けた大学等の取組を支援。令和4年度以降も着実に実施していく。
(高等学校等における妊娠した生徒への配慮)	
○高等学校等における妊娠した生徒への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ●平成30年3月に、各都道府県教育委員会等に対し、妊娠した生徒への対応に係る留意事項等についての通知を発送し、生徒が妊娠した場合には、関係者間で十分に話し合い、母体の保護を最優先としつつ、教育上必要な配慮を行うべきものであることなどを示した。その後、各都道府県教育委員会等の生徒指導担当者向けの会議等において、通知の内容を周知した。引き続き、各都道府県教育委員会等の生徒指導担当者向けの会議等において、通知の内容の周知徹底を図る。
(育児休業や育児短時間勤務などの両立支援制度の定着促進・充実)	
○育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着	<ul style="list-style-type: none"> ●令和4年4月から、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び本人又は配偶者の妊娠・出産の申出をした労働者に対する休業取得の意向を確認する措置等の事業主への義務付けを始めとした、改正育児・介護休業法が段階的に施行されている。改正内容を含め育児・介護休業法に基づく両立支援制度の定着が図られるよう有期雇用労働者を含め周知徹底を図るとともに、行政指導の実施により履行確保を図っている。あわせて、育児を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備を行う事業主等を支援するため、「両立支援等助成金(育児休業等支援コース)」の支給を行っている。
○育児休業からの円滑な復帰の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業のための「育休復帰支援プラン」の普及促進及び同プラン策定の事業主支援を行うとともに、中小企業において育児休業取得者の「育休復帰支援プラン」を策定・導入し、同プランに沿って当該労働者の円滑な休業の取得・職場復帰に取り組んだ場合に、当該中小企業に対し「両立支援等助成金(育児休業等支援コース)」を支給している。

○育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いの防止
●育児休業等により不利益な取扱いを受けないことがない就業環境の整備に向けて、事業主に対して法の周知徹底を図るとともに、法令違反が疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導等を行っている。
○非正規雇用労働者に対する支援
●非正規雇用労働者が育児休業を取得し、継続就業しやすくなるよう、令和3年6月に成立した改正育児・介護休業法においては、「同一の事業主に引き続き1年以上雇用」の要件が撤廃され、令和4年4月から施行されている。改正育児・介護休業法の周知及び着実な施行を図るとともに、中小企業における労働者の円滑な育児休業の取得及び職場復帰などを図るため、育休復帰支援プランの策定支援を行っている。さらに、同プランに基づき円滑な休業の取得・職場復帰に取り組む中小企業事業主に対して、「両立支援等助成金(育児休業等支援コース)」を支給することにより、その取組を支援している。
○正規雇用・非正規雇用にかかわらず妊娠・出産前後の継続就業の支援
●非正規雇用労働者が育児休業を取得し、継続就業しやすくなるよう、令和4年4月から有期雇用労働者の育児休業の取得要件が緩和されていること等を含め、育児・介護休業法の周知及び着実な施行を図るとともに、中小企業における労働者の円滑な育児休業の取得及び職場復帰などを図るため、育休復帰支援プランの策定支援を行っている。 ●令和3年3月に改定した「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」の周知啓発、テレワークに関する労務管理とICT(情報通信技術)の双方についてワンストップで相談できる窓口の設置・運営、テレワークに先進的に取り組む企業等に対する表彰の実施、中小企業事業主に対するテレワーク用通信機器の導入等に係る助成等により、適正な労務管理下における良質なテレワークの定着・促進を図っている。

I-1(4) 子育て等により離職した女性の再就職支援、地域活動への参画支援

○子育て女性等の再就職支援
●マザーズハローワーク事業については、全国204箇所の事業拠点において、子育て中の女性等に対する再就職支援を実施している。 ●公共職業訓練において、委託訓練では平成22年度から、施設内訓練では平成27年度から、託児サービスを付加した訓練コースを実施している。また、平成27年度から1日の訓練時間数を短く設定した短時間訓練コースも実施している。さらに、平成29年度から希望する日時に在宅で受講できるeラーニングコースも実施している。 ●求職者支援訓練においても、平成28年10月から託児サービスを付加した訓練コース及び短時間訓練コースを実施している。また、令和3年10月から希望する日時に在宅で受講できるeラーニングコースも実施している。
○女性の幅広い活躍を推進する学び直し支援
●令和2年度より「女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業」において、多様な年代の女性の社会参画を推進するため、関係機関との連携の下、キャリアアップやキャリアチェンジ等に向けた意識醸成や相談体制の充実を含め、学習プログラムの開発等、女性の多様なチャレンジを総合的に支援するモデルの開発や、普及啓発を行っている。

I-1(5) 男性の家事・育児参画の促進

○育児休業など男性の育児参画の促進
●地域子育て支援拠点事業については、令和3年度は全国7,856か所に対して国庫補助を実施しており、保護者の就業形態や就業の有無に関わらず、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施している。 ●「イクメンプロジェクト」において配偶者が出産を控えた男性労働者等に対し、育児休業制度等に関するリーフレットを配布することで、男性の育児参加促進を図っている。 ●市町村における両親学級の実施状況、工夫した取り組み等の好事例収集に関する調査研究を行い、令和3年3月に取りまとめた。 ●令和3年6月に、①育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び本人又は配偶者の妊娠・出産等の申出をした労働者に対する、個別の制度等の周知及び休業取得の意向を確認する措置の事業主への義務付け(令和4年4月施行)、②子の出生直後の時期に、より柔軟に取得できる「産後パパ育休」の創設及び育児休業の分割取得(令和4年10月施行)、③常時雇用する労働者が1,000人超事業主への男性の育児休業等の取得状況の公表義務付け(令和5年4月施行)等を含んだ改正育児・介護休業法が成立し、令和4年4月から段階的に施行されている。改正法を含む育児・介護休業制度の内容について、周知徹底及び履行確保を図る。 ●育児休業等の対象者へ育児休業中の待遇に関する事項等について個別に周知することが、育児・介護休業法において事業主の努力義務とされていることについて周知等を行っている。 ●男性が積極的に子育てを行うこと等を盛り込んだ次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針を周知し企業の取組を促している。 ●男性の配偶者の出産直後の休暇取得を促進するために「さんきゅうパパプロジェクト」を推進する。引き続き、ハンドブック「さんきゅうパパ準備BOOK」を作成し、広く配布・周知していくこととしている。 ●男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備に取り組み、育児休業の取得者が新たに生じた事業主に対し支給する「両立支援等助成金(出生時両立支援コース)」により、男性の育児休業等の取得促進に取り組む事業主を支援している。 ●金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告(令和4年6月公表)において、男性の育児休業取得率について、中長期的な企業価値判断に必要な項目として、育児・介護休業法等の定義や枠組みに従い、有価証券報告書の「従業員の状況」の中の開示項目とすることが提言された。この提言を受け、今後、内閣府令改正等の制度整備を行う。 ●育児休業制度の在り方については、男性の育児休業の取得促進等についての総合的な取組の実施状況も踏まえつつ、中長期的な観点から、その充実を含め、他の子育て支援制度の在り方も併せた効果的な制度の在り方を総合的に検討する。
○男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の取得促進
●男性職員の育児参画を促進するため、ハンドブックを作成・配布し、ホームページに休暇・休業の取得に役立つツールの掲載、ポスターの作成・配布、管理職員向けの研修など職員に対する制度の周知、意識啓発等を継続して行うとともに、令和2年4月から子供が生まれた全ての男性職員が1か月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を取得できることを目指す取組を推進中。 ●上記取組に関し、令和2年4月～6月に子供が生まれた男性職員の育児に伴う休暇・休業の取得実績等について、令和3年8月にフォローアップ調査を実施。子の出生後1年以内に育児に伴う休暇・休業を取得した職員は99.0%、育児に伴う休暇・休業の平均取得日数は50日、1か月以上の休暇・休業を取得した職員の割合は88.8%と、全般的に取組が浸透。
○男性の家事・育児に関する啓発普及、意識改革
●令和3年度に仕事と子育て等の両立を阻害する慣行等に関する調査研究を実施し、今後収集した対応例をHPやSNS等で周知・啓発予定。その他、企業等の好事例を収集し、ワーク・ライフ・バランスメールマガジン「カエル! ジャパン」通信での情報提供を継続して行っている。 ●学習指導要領に基づき、高等学校の家庭科、公民科等関係のある教科等において、男女が協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性や、男女が共同して社会に参画することの重要性などについての学習が行われている。また、小・中・高等学校の家庭科等において、児童生徒の発達段階に応じて、衣食住や子供の保育などに関する学習が行われている。 ●独立行政法人国立女性教育会館においては、男女共同参画社会形成に役立つWeb情報へのリンク集「女性情報ナビゲーション」において、男性の育児に関するWebページを紹介している。 ●男性が育児をより積極的に楽しみ、かつ、育児休業を取得しやすい社会の実現を目指す「イクメンプロジェクト」の一環として参加型の公式サイト の運営やハンドブックの配布等により、令和4年10月から施行される「産後パパ育休」の周知啓発を含め、男性の仕事と育児の両立を促進している。さらに、企業の事例集等広報資料の作成・配布等により、企業において男性の仕事と育児の両立支援の取組が進むよう、好事例の普及を図っている。

I-1(6) 働き方改革と暮らし方改革

(長時間労働の是正)

○長時間労働の是正及び年次有給休暇の取得促進
●時間外労働の上限規制の導入、年次有給休暇の確実な取得のため時季を指定して付与する仕組みを盛り込んだ「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第70号)が第196回通常国会で成立し、平成30年7月に公布された。長時間労働の削減のための重点的な指導については、以下のとおり実施した。 ・令和2年度:24,042事業場に重点監督、17,594事業場(73.2%)に是正指導(違法な時間外労働:8,904事業場(37.0%)) ●年次有給休暇の取得促進のため、10月の年次有給休暇取得促進期間に加え、夏季、年末年始及びゴールデンウィークの連続休暇を取得しやすい時季に、集中的な広報を実施するとともに、仕事と生活の調和が取れた働き方普及のためのシンポジウムの開催等により機運の醸成を図っている。

(多様な柔軟な働き方の実現に向けた取組)

○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」等に基づく取組の推進
●令和3年6月、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めている数値目標の期限が令和2年であることを機に、数値目標のこれまでの動向や、政労使の取組、仕事と生活の調和連携推進・評価部会委員の提言等を取りまとめた「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)総括文書-2007~2020-」を作成し、公表した。
○多様な正社員制度の導入・普及
●短時間正社員制度をはじめとする「多様な正社員」制度の導入・定着を促進するため、人事労務担当者等を対象にした「多様な働き方」導入支援セミナーを開催し、「多様な正社員」制度導入に当たっての雇用管理上の留意点や、企業の取組事例の紹介を行うこととしている。また、「多様な働き方の実現応援サイト」において、「多様な正社員」制度を導入している企業の取組事例等を掲載することにより、「多様な正社員」制度の導入に向けた企業の取組を支援している。
○テレワークの推進
●「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を令和4年6月7日に閣議決定。引き続き重点計画に基づき、関係府省庁及び内閣官房と連携しテレワークの普及に取り組む。 ●「テレワーク・デイズ」、「テレワーク月間」等による広報や、テレワーク先進事例の収集及び表彰等を通じた普及啓発のほか、中小企業等のテレワーク導入支援のため、専門家(テレワークマネージャー)による無料の相談対応や、中小企業を支援する団体と連携した「テレワーク・サポートネットワーク」による地域でのサポート体制の整備を実施している。来年度においてもこれらの普及啓発・導入支援を実施すべく検討している。 ●令和3年3月に改定した「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」の周知啓発、テレワークに関する労務管理とICT(情報通信技術)の双方についてワンストップで相談できる窓口の設置・運営、テレワークに先進的に取り組む企業等に対する表彰の実施、中小企業事業主に対するテレワーク用通信機器の導入等に係る助成等により、適正な労務管理下における良質なテレワークの定着・促進を図っている。 ●「テレワーク・デイズ」のポスター発行など普及啓発活動を実施。引き続き関係府省庁と連携し、ポスター発行などの普及啓発活動を通して、テレワークの普及を図る。 ●就労者を対象としたテレワークのアンケートを実施し、テレワーカーの実態を公表することで、多様なテレワークの普及促進を図る。
○転勤等に関する仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進の更なる取組
●企業等に向けて、「転勤に関する雇用管理のヒントと手法」の周知に取り組んでいる。

○時間単位の年次有給休暇制度の企業への導入促進

- 時間単位の年次有給休暇制度の有効な活用の在り方を検討するため、取得日数などの利用の実態を調査する等の現状把握を行っている。
- 時間単位の年次有給休暇制度について、リーフレットの作成・配布、働き方・休み方改善ポータルサイトでの導入事例の掲載等により企業への導入促進を図っている。

○国の率先的取組

- 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針(以下「取組指針」という。)」及び各府省等が策定した取組計画に基づき、働き方改革、育児・介護等と両立して活躍できるための改革等に取り組んできた。また、取組指針を令和3年1月に改正し、改正後の取組指針及び取組計画に基づき、業務効率化・デジタル化や勤務時間管理のシステム化の推進、マネジメント改革等の働き方改革の取組をより一層強力に推進しているところ。

(雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保に向けた取組)

○非正規雇用対策の推進(再掲)

○雇用によらない働き方の者に対する支援

- 多様な働き方の拡大、高齢者の就労機会の拡大などの観点からも、フリーランスを安心して選択できる環境を整えるため、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)、「下請代金支払遅延等防止法」(昭和31年法律第120号)、労働関係法令の適用関係を明らかにするとともにこれらの法令に基づく問題行為を明確化するため、実効性及び一貫性のあるガイドライン(「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」)を、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省連名で令和3年3月に策定し、周知を図っている。
- また、フリーランスと発注者等との契約等のトラブルについて、相談できる窓口(フリーランス・トラブル110番)を、令和2年11月に関係省庁と連携して整備したほか、労働者災害補償保険の活用を図るため、特別加入制度について、令和3年4月より一部対象の拡大を行うこととした。

(暮らし方改革)

○地域活動への多様で柔軟な参加の促進

- 地域に根差した組織・団体における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るため、HPに自治会における優良事例等を掲載して啓発に努めている。
- 令和3年7月に地域コミュニティに関する研究会を開催し、令和4年4月に報告書を公表した。本研究会の議論の成果を、各自治体における施策の実施及び自治会等の地域コミュニティでの実践につなげるため、様々な手法で広く周知しているところ。
- PTAの健全な育成と発展に資することを目的として、毎年度、優秀な実績を上げているPTAを表彰し、被表彰団体を報道発表する。また、優秀事例については当省HPに公開し、各都道府県教育委員会に他団体の取組を参考にしよう周知し、横展開を図っている。

2 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える

I-2(1) 子育てに関する支援(経済的支援、心理的・肉体的負担の軽減等)

(子育てに関する経済的支援・教育費負担の軽減)

○児童手当の支給・在り方の検討

- 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童の養育者又は施設の設置者等に対し、
 - ・3歳未満の児童：一人当たり月額1万5千円
 - ・3歳以上小学校修了前の児童(第1子・第2子)：一人当たり月額1万円
 - ・3歳以上小学校修了前の児童(第3子以降)：一人当たり月額1万5千円
 - ・小学校修了後中学校修了前の児童：一人当たり月額1万円
 - ・所得制限(子供2人と年収103万円以下の配偶者の場合960万円相当)以上の者(当分の間の特例給付)：月額5千円の児童手当を支給している。
- 「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律」(令和3年法律第50号)において、高所得者の主たる生計維持者(年収1,200万円相当以上の者(子供2人と年収103万円以下の配偶者の場合))を特例給付の対象外とし、令和4年10月支給分から適用するとともに、児童手当の支給を受ける者の児童の数等に応じた児童手当の効果的な支給及びその財源の在り方並びに児童手当の支給要件の在り方についての検討規定が設けられた。
- ※子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律(附則)
第二条 政府は、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえ、少子化の進展への対処に寄与する観点から、児童手当の支給を受ける者の児童の数等に応じた児童手当の効果的な支給及びその財源の在り方並びに児童手当の支給要件の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

○幼児教育・保育の無償化の着実な実施

- 令和元年10月から実施されている、3歳から5歳までの子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料の無償化を着実に実施している。

○高校生等への修学支援

- 家庭の教育費負担の軽減を図るため、高等学校等の授業料に充てる高等学校等就学支援金については、令和2年4月から、私立高校等に通う年収590万円未満世帯の生徒の支給上限額を引き上げるにより、私立高校授業料の実質無償化を実現している。また、低所得世帯の生徒の授業料以外の教育費負担軽減を図る高校生等奨学給付金については第1子の給付額を増額するなど、その充実に努めている。

○高等教育の修学支援

- 高等教育の修学支援新制度は令和2年4月1日から開始された制度であり、令和2年度には約27万人に、令和3年度には約32万人に支援を行った。また、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した場合は、随時募集を行っており、急変後の所得見込みで支援の判定を行っている。引き続き真に支援が必要な方に対して、支援が行き届くように着実に実施していき、新制度が高校生の進路選択に与える影響等について調査・検証し、大学等における修学の支援に関する法律に規定されている4年後の見直しを見据えながら実施状況も踏まえつつ、検討していく。
- ※大学等における修学の支援に関する法律の見直し規定(附則)
第三条 政府は、この法律の施行後四年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

○国民健康保険料の負担軽減を行う地方公共団体への支援

- 20歳未満の被保険者が多いこと等による財政影響がある市町村を管内に有する都道府県に対し、20歳未満の被保険者数及び全国平均保険料に応じた特別調整交付金を交付する。また、子供に係る均等割保険料の軽減について、必要な措置を講ずるため、令和3年通常国会(第204回国会)に「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」を提出し、成立。(令和4年4月施行)

(子ども・子育て支援新制度の着実な実施)

○地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

- 地域の実情に応じて質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援が適切に提供されるよう、市町村において計画的に提供体制を確保するよう促すとともに、市町村が行う子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業等が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら必要な支援を行っている。
- また、0.3兆円超の「質の向上」の項目についても、適切に財源を確保して実施していくこととしており、これまでの取組として、
 - ・保育士等の2%の処遇改善の実施(平成29年度～)や
 - ・1号認定子どもの副食費相当額の免除措置を年収360万円未満相当の世帯まで拡充する(令和元年10月～)などを実施している。

(保護者の就業形態や就業の有無等にかかわらず多様な保育・子育て支援の拡充)

○保護者の就業形態や就業の有無等にかかわらず多様な保育・子育て支援の拡充

- 待機児童の解消等を図るため、保育コンシェルジュ(利用者支援事業(特定型))に必要な予算の確保とともに、積極的な活用を促している。
- 一時預かりについては、主として保育園等に在籍していない乳幼児を対象とした「一般型」及び「余裕活用型」のほか、平成27年度予算において、①主として幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児を対象とする「幼稚園型」、②集団保育が困難な乳幼児の預かりや、離島等における預かりに対応する「居宅訪問型」、平成30年度予算においては、③主として保育の必要性の認定を受けた2歳児を幼稚園において預かる「幼稚園型Ⅱ」を創設し、地域のニーズに応じて事業が実施されるよう体制整備を図った。「幼稚園型」については、平成28年度から補助単価の充実等を通して、幼稚園における3～5歳児を対象とした預かり保育の長時間化・通年化を支援するとともに、令和3年度には2歳児の受入れ時における単価の充実及び事業開始にあたって必要となる経費の補助等を創設することにより、幼稚園における預かりの充実を図っている。
- 病児保育については、平成28年度予算において、①保育中に体調不良となった子どもを、病児保育施設まで送迎するための経費に係る補助、②病児保育事業を実施するために必要となる施設整備に係る補助を創設し、さらに、平成30年度予算においては、③利用児童数に関わらず交付される運営費の基本単価について、より事業の安定につながる補助の仕組みを構築、④利用児童数が2000人を超えると一定だった加算単価について、2000人を超えた場合においても、利用児童数に応じた単価を設定等の充実を図った。また、令和3年度予算においては、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、提供体制を安定的に確保する観点から、補助の基本単価の引き上げなどの見直しを行った。
- 延長保育については、平成27年度予算において、①新たに事業所内保育事業及び家庭的保育事業に係る延長保育を補助対象に拡大、②利用児童の居宅において延長保育を実施する「訪問型」の創設、③保育短時間認定の児童の延長保育に係る補助単価の創設等の拡充を図り、さらに、平成29年度予算において、④夜間帯に行う延長保育における実施要件の緩和等の充実を図った。
- 利用者支援事業については、令和3年度は基本型、特定型、母子保健型合わせて全国3,035か所に対して国庫補助を実施しており、保護者の就業形態や就業の有無に関わらず、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育・保健その他子育て支援を円滑にできるよう、必要な支援を行っている。
- 地域子育て支援拠点事業については、令和3年度は全国7,856か所に対して国庫補助を実施しており、保護者の就業形態や就業の有無に関わらず、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行っている。
- ファミリー・サポート・センター事業については、令和3年度は全国971市町村に対して国庫補助を実施しており、保護者の就業形態や就業の有無に関わらず、乳幼児や小学生等を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図ることとしている。

I-2(2) 多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援

(多子世帯に配慮した子育て、保育、教育、住居など様々な面での負担の軽減策の推進)

○児童手当の支給・在り方の検討(再掲)

○高等教育の修学支援(再掲)

○多子世帯又は第3子以降を対象とする保育所等の優先利用

●事務連絡「保育士等の子どもを対象とする保育所等の優先利用等について(周知)」(平成28年2月15日)において、「優先利用」の対象として考えられる事項の一つとして「兄弟姉妹(多胎で生まれた者や、1号認定子どもである兄弟が認定こども園を利用している場合であってその弟妹が3号認定を受けて当該認定こども園の利用を希望する場合を含む。)」について同一の保育所等の利用を希望する場合」を例示していることについて、各種会議等において周知を図っている。

○住宅政策における多子世帯への配慮・優遇措置

●公営住宅の入居者選考において、小さな子供のいる世帯や多子世帯等住宅困窮度の高い子育て世帯についての優先入居の取扱いを地方公共団体に通知(平成17年、平成25年)するとともに、地方公共団体においては、地域の実情を踏まえ、優先入居の実施や入居収入基準の緩和を行っている。

○子育て支援パスポート事業の普及・促進

●各都道府県のパスポートの図柄が一目でわかるリーフレット「子育て支援パスポート事業全国共通展開自治体パスポート一覧」を作成し、各都道府県に配布するとともに、SNS等で周知を図っている。引き続き、一層の普及・促進を図ることとしている。

(多胎児を育てる家庭に対する支援)

○多胎妊産婦等に対する支援

●令和2年度より、利用者支援事業及び地域子育て支援拠点事業において、障害児・多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供や相談・援助、講習の実施等ができるよう、加算を計上している。
●令和2年度より妊娠出産包括支援事業の中に多胎児の育児経験者によるアウトリーチでの相談支援や、サポーターを多胎妊産婦や多胎家庭に派遣するなどの多胎妊産婦等に対する支援事業を実施している。令和3年度より、多胎妊婦が妊婦健診を受ける際に発生する追加費用への補助を実施している。

I-2(3) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

○妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

●平成28年度において、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援等を提供するため、母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターの設置を市町村の努力義務として法的に位置付けた(平成29年4月1日施行)。また、平成29年8月に、子育て世代包括支援センターの業務ガイドラインを策定し、自治体に周知を行った。同センターについては、令和3年4月1日時点で2,451か所(1,603市区町村)で実施している。
●令和元年12月、母子保健法の一部を改正する法律において、出産後1年を超えない女子及び乳児に対する産後ケア事業の実施が市区町村の努力義務として法定化され、令和3年4月1日に施行された。産後ケア事業については、第4次少子化社会対策大綱において、令和6年度末までの全国展開を目指すこととされており、令和3年度において、1,360市区町村で実施している。
●乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業については、平成30年4月1日時点でそれぞれ1,739市町村、1,508市町村で実施している。本事業は、虐待予防の観点からは、孤立しがちな子育て家庭を早期に発見し、支援につなげる必要があるため、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、養育環境等を把握し、これにより把握した保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対し、養育支援訪問事業により、養育に関する相談支援や育児・家事援助の実施等の施策に取り組んでいるところである。児童虐待防止には、子育て等に悩み、孤立しがちな家庭を早期に発見し、適切な支援につなげることが重要であるため、引き続き、必要な支援につなげられる体制整備の取組を進めるなど、虐待防止に努めてまいりたい。

○予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等への支援

●「乳児院等多機能化推進事業」により、特定妊婦等への支援体制を強化している。
※令和2年度予算において、特定妊婦等を受け入れた場合の生活費や居場所づくりに係る賃借料の支援の拡充を実施。
●安心こども基金の「特定妊婦等支援整備事業」、「特定妊婦等支援臨時特例事業」により、特定妊婦等への支援体制を強化している。
●「里親制度等広報啓発事業」により、特別養子縁組や里親委託の選択肢があることの周知等を実施している。
●令和2年度より、予期せぬ妊娠等により、不安を抱える若年妊婦等を支援するため、「性と健康の相談センター」(令和3年度までは「女性健康支援センター」)や若年妊婦等への支援に積極的なNPO等によるアウトリーチや、SNSを活用した相談支援等を実施している。

I-2(4) 子育ての担い手の多様化と世代間での助け合い

(地域住民の参画促進による子育ての担い手の多様化)

○地域共生社会の実現に向けた取組の推進

●各市町村において地域住民の課題を包括的に受け止める支援体制づくりを促進するため、平成28年度から地域共生社会の推進のためのモデル事業を実施(令和2年度は279自治体が実施)。さらに取組を推進するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に取り組む重層的支援体制整備事業(市町村の任意事業)の創設等を内容とする改正社会福祉法が令和2年6月に成立(令和3年4月施行)。令和3年度は42自治体が実施)。この新たな事業に必要な予算を確保し、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮といった分野を超えた包括的な支援体制づくりを進めていく。

○「子育て支援員」の養成

●平成27年度より、地域の子育て支援等の仕事に関心を持ち、これらの各事業等に従事することを希望する者等に対し、必要となる知識や技能等を修得させるために都道府県・市町村等が実施する子育て支援員研修の開催を支援するための経費を計上している。

○地域の退職者や高齢者等の人材活用・世代間交流

●身近な子育て経験者や元教員等の地域の多様な人材が「家庭教育支援チーム」として、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進するための補助事業等を実施。
●幅広い地域住民等の参画により、地域と学校が連携・協働して多様な活動を行う地域学校協働活動を推進。
●高齢者に就業機会・社会参加の場を提供するシルバー人材センターにおいて、乳幼児の世話や保育施設への送迎などの育児支援、就学児童に対する放課後・土日における学習・生活指導等の支援、掃除や食事の支度などの家事援助等を実施しており、経験豊かな高齢者が地域における子育ての担い手として活躍している。

(家族における世代間での助け合い)

○三世同居・近居しやすい環境づくり

●地域型住宅グリーン化事業において、三世同居に対応した優良な住宅の整備に対する支援を実施している。
●長期優良住宅化リフォーム推進事業において、三世同居に対応したリフォームに対して支援を実施している。
●三世同居に対応したリフォームを行う場合に、所得税の税額控除による支援を実施している。
●UR賃貸住宅において、子育て世帯等とそれを支援する親族の世帯がUR賃貸住宅に近居(概ね半径2km以内、またはニュータウンなどの地域では一方の住宅がUR賃貸住宅以外でも可)する場合、新たに入居する世帯の家賃についてURにて割引を行っている。

3 地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める

I-3(1) 結婚、子育てに関する地方公共団体の取組に対する支援

○地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実(再掲)

○結婚、子育てに関する地方公共団体の取組に対する支援

●地域少子化対策重点推進交付金により、地方公共団体が行う結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組を支援し、優良事例の横展開を推進している。引き続き、支援を実施することとしている。

I-3(2) 地方創生と連携した取組の推進

○地方創生と連携した少子化対策の推進

●「デジタル田園都市国家構想基本方針」において、結婚・出産・子育てがしやすくなる地域づくりを進めることとされたことも踏まえ、地域の実情に応じたデジタルを含む分野横断的な少子化対策の取組を引き続き推進していく。

○「地域アプローチ」による少子化対策の推進

●各地方公共団体における部局横断的な検討体制の構築、地域特性の見える化、対応策の検討等の一連のプロセスをまとめた「少子化対策地域評価ツール」を整備し、地方公共団体における実地検証等を通じて活用を促進するとともに、地域の実情に応じたデジタルを含む分野横断的な少子化対策の取組に関する知見・ノウハウの展開を図る。

○子育て世代に魅力あるまちづくり

●都道府県が実施する女性・高齢者等の新規就業支援事業を地方創生推進交付金により支援。
●子育てなどに資する地域住民同士のつながりの場の創出等を行う「コミュニティマネジメント」や子育てシェアリングサービスなどの住民の生活支援サービスについて、先進事例のヒアリング等を実施。引き続き、先進事例の情報収集や分析等を通じた好事例の横展開を図る。
●令和2年度より、住宅団地再生に係るハンズオン支援を開始し、7自治体に対する技術的助言等を実施。引き続き、ハンズオン支援の対象自治体を中心に、地域住宅団地再生事業を含む住宅団地再生に係る取組に対する技術的助言等を実施する。

○女性や若者等の移住・定着の推進

●地方へのUIターンによる起業・就業者の創出等を地方創生推進交付金により支援。子育て世帯加算により子育て世帯の地方移住を促進。

4 結婚、妊娠・出産、子供・子育てに温かい社会をつくる

I-4(1) 結婚を希望する人を応援し、子育て世帯をやさしく包み込む社会的機運の醸成

○多様な主体の連携による子育てにやさしい社会的機運の醸成

●子育てにやさしい社会的機運の醸成に向けた国民運動の基盤として、官民合同の「子育て応援コンソーシアム」を立ち上げ、各業界の企業・団体の参加を得ながら、子育てに配慮した取組の紹介や、分野を超えた連携に関する情報交換等を行ってきた。令和3年度は、「不妊治療を受けやすい職場環境整備」、「少子化・人口減少問題」、「男性の育児休業取得促進」をテーマに取り上げ、動画配信を行った。引き続き、取組を実施していくこととしている。【内閣府(少子化)】

○子育て支援パスポート事業の普及・促進(再掲)
○「家族の日」「家族の週間」等を通じた理解促進
●毎年、「家族の日」(11月第3日曜日)、「家族の週間」(家族の日の前後各一週間)を実施し、フォーラムの開催や『「家族の日」作品コンクール』を行っている。令和3年度は、家族の絆・地域の絆をテーマとする写真コンクールを開催するとともに、「家族の日」(11月21日)、家族の週間(11月14日～27日)に動画サイトにてオンラインフォーラムを開催した。
○マタニティマーク、ベビーカーマークの普及啓発
●マタニティマーク普及のため、専用のホームページにより情報提供を行うとともに、母子保健分野での国民運動計画である「健やか親子21(第2次)」で進捗を確認している。マタニティマークを知っている国民の割合は平成30年度では58.1%となっており、平成26年度の45.6%よりも12.5%の増加が見られており、また、マタニティマークを妊娠中に使用したことのある母親の割合は平成30年度では69.2%であり、平成26年度の52.3%よりも16.9%の増加がみられている。 ●ベビーカー使用者が安心して利用できる場所や設備を明示するために、駅や車両などでベビーカーマークの掲出を行い、ベビーカーの安全な使用のための周知のほか、ベビーカー使用者やその周囲の人にお互いに配慮してもらえるよう、キャンペーンなどにより継続的に働きかける。

I-4(2) 妊娠中の方や子供連れに優しい施設や外出しやすい環境の整備

○公共交通機関での子供連れ家族への配慮などの環境整備
●平成30年11月に設置した「子育てにやさしい移動に関する協議会」において、公共交通や道路など国土交通分野における子育て応援に関する先進的な取組を広く共有、横展開を行う。
○子育てバリアフリーの推進
●ユニバーサル・デザインの考え方を踏まえ、公共交通機関における旅客施設や車両等において、段差の解消や、妊婦や子育て世帯に優しいトイレの整備等のバリアフリー化を推進する。 ●バリアフリー法に基づき、国や事業者等による公共交通機関の優先席・エレベーター等に関する広報啓発の実施など、妊産婦等の移動等円滑化に関する国民の理解を深め協力を求める「心のバリアフリー」に係る施策を推進する。 ●社会資本整備総合交付金等により都市公園のバリアフリー化整備を推進する。 ●水辺空間において、治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備により、良好な水辺空間の形成を推進している。さらに、妊婦、子供及び子供連れの人が日常生活の中で海辺に近づき、身近に自然と触れ合えるようにするため、バリアフリーに配慮した海岸保全施設の整備を行っている。
○道路交通環境の整備
●歩行空間のバリアフリー化を図るため、主要な生活関連経路における信号機等のバリアフリー化を推進するとともに、市街地等の生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域(ゾーン)を設定し、速度抑制や通過交通の抑制・排除を図るゾーン30を令和4年3月までに4,186か所整備した。 ●また、警察と道路管理者が検討段階から緊密に連携して、最高速度30キロメートル毎時の区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図るとともに、外周幹線道路の交通を円滑化するための交差点改良やランプや狭さくの設定等によるエリア内への通過車両の抑制対策を実施している。 ●令和3年5月に閣議決定した第2次自転車活用推進計画に基づき、自転車の交通ルール遵守の効果的な啓発や、歩行者・自転車・自動車の適切な分離など、安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組を推進している。 ●歩行空間のバリアフリー化においては、駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路や駅前広場等において、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化、エレベーター等の付いた立体横断施設等の設置等による歩行空間のバリアフリー化を実施している。また、新設又は改築を行う際に道路移動等円滑化基準に適合させなければならない特定道路の追加指定を令和元年度に実施した。(歩行空間のバリアフリー化) ●通学路については、令和3年に実施した合同点検の結果を踏まえ、学校、教育委員会、道路管理者、警察等が連携して、速度規制や登下校時間帯に限った車両通行止め、通学路の変更、スクールガード等による登下校時の見守り活動の実施等によるソフト面での対策に加え、歩道やガードレール、信号機、横断歩道等の交通安全施設等の整備等によるハード面での対策を適切に組み合わせるなど、地域の実情に対応した、効果的な対策を検討し、可能なものから速やかに実施している。 ●平成30年6月に閣議決定した自転車活用推進計画に基づき、関係府省庁・官民が連携しながら取り組んできたが、昨今の社会情勢の変化等を踏まえ、また、今後の社会の動向を見据えつつ、持続可能な社会の実現に向けた自転車の活用の推進を一層図るため、第2次計画が令和3年5月28日に閣議決定された。第2次自転車活用推進計画に基づき、自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成のため、地方公共団体における自転車活用推進計画の策定を促進するとともに、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備の推進に取り組んでいく。(自転車活用の推進) ●全国の高速度道路のサービスエリア及び国が整備した「道の駅」において、子育て応援の目的から24時間利用可能なベビーコーナーの設置、屋根付きの優先駐車スペースの確保を実施しており、高速度道路のサービスエリアについては整備が完了した。

I-4(3) 結婚、妊娠・出産、子供・子育てに関する効果的な情報発信

○「子供と家族・若者応援団表彰」の実施
●子育てと子育てを担う家族を支援する活動において顕著な功績のあった企業、団体又は個人に対し、「子供と家族・若者応援団表彰」を毎年実施。内閣総理大臣表彰や内閣府特命担当大臣表彰を行うとともに、優良活動を紹介している。今年度においても引き続き実施する。
○子供目線のものづくりの推進(キッズデザインの推進)
●「キッズデザイン賞」への後援や経済産業大臣賞の交付等を通して、子どもが安全かつ感性豊かに育つための社会環境、子どもを産み育てやすい社会環境の実現を目指す「キッズデザイン」の普及・推進等に取り組んでいる。
○少子化に関する調査研究等
●少子化に関する調査研究については、令和2年度に「少子化社会に関する国際意識調査」及び「地方自治体における少子化対策の取組状況に関する調査」を実施した。「少子化社会に関する国際意識調査」では、結婚・子育て等に関する我が国及び諸外国の国民意識を調査し、比較分析を行うことで、我が国の特徴を明らかにした。「地方自治体における少子化対策の取組状況に関する調査」では、少子化対策の取組状況とこれに伴う地域の実情・課題を把握した。 ●さらに、令和3年度については、「結婚支援ボランティア等育成モデルプログラム開発調査」及び「地方自治体における少子化対策の取組状況に関する調査」を実施した。「結婚支援ボランティア等育成モデルプログラム開発調査」では、地方公共団体による総合的な結婚支援の取組に対する支援として、地域の結婚支援団体で活動する結婚支援ボランティア等の人材育成に資するモデルプログラムを策定した。「地方自治体における少子化対策の取組状況に関する調査」では、少子化社会対策大綱を推進するに当たって把握しておくべき地方自治体の少子化対策の取組状況を継続的に把握した。

5 科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する

I-5(1) 結婚支援・子育て分野におけるICTやAI等の科学技術の成果の活用促進

○結婚支援におけるAI等の適切な活用
●地域少子化対策重点推進交付金により、地方公共団体が行う結婚に対する取組を支援している。令和4年度も引き続きAIを始めとするマッチングシステムの高度化やマッチングシステムと相談員による相談を組み合わせた結婚の希望をかなえる取組を重点的に支援していくこととしている。
○地域におけるAI・IoT等の活用の推進
●地域IoT実装・共同利用推進事業において、令和2年4月、7月及び8月に地方公共団体等向けに当該事業の企画提案書の提案公募を実施し、AIにおける保育所入所選考マッチング分野について、11団体に対して補助金の交付決定を行った。
○子育てワンストップサービスの推進
●<取扱機関数(地方公共団体等)> 平成29年7月サービス開始以降、取扱機関数は以下の通り。 ・サービス検索:1,569団体が実施(令和4年3月31日時点) ・電子申請:1,057団体が実施(令和4年3月31日時点) <ワンストップサービスにより電子申請可能な手続数(地方公共団体毎の対象手続の合計)> 平成29年7月サービス開始以降、電子申請可能な手続数は以下の通り。 ・9,907申請(令和4年3月31日時点)
○子育てノンストップサービスの推進
●乳幼児の定期予防接種手続において、電子的な予診票を利用可能とするため、本人(保護者)及び医師が従来求められていた署名に代えて、同意ボタンやチェックボックスにチェックを入れるなど簡易な確認方法により行うことができるという考え方を整理し、令和4年4月に、厚生労働省において、全国の地方公共団体に向けて事務連絡を発送した。
○ICTを活用した子育て支援サービス(Baby tech)の普及促進
●令和元年度に開催した「子育て応援コンソーシアム」において子育てに便利なベビーテックとして、企業から子育ての省力化につながる製品の発表がなされた。子育ての省力化に関する非悪感等の精神的障壁が取り除かれ、子育てを行う人を応援し、社会全体で子どもを育てる機運が醸成されるよう、引き続き取組を進めていく。

II ライフステージの各段階における施策

1 結婚前

II-1(1) ライフプランニング支援

(ライフプランニング支援)

○ライフプランニング支援の充実
●学習指導要領に基づき、高等学校の家庭科において、人の一生について、自己と他者、社会との関わりから様々な生き方があることや、自立した生活を営むために必要な情報の収集・整理を行い、生涯を見通して、生活課題に対応し意思決定をしていくことの重要性などについての学習が行われている。
○学校教育段階からの妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の教育
●妊娠・出産、エイズを含む児童生徒の健康問題に関する正しい知識を盛り込んだ教材をHPに掲載し、会議等を通じて学校における活用を促したほか、性に関する指導の充実にも資するよう、教育委員会指導主事等を対象に研修を行った。引き続き、学校における妊娠・出産等に関する指導の充実に取り組む。 ●エイズ対策推進事業を通じて、地域において保健所等が実施するエイズに関する正しい知識の啓発普及に係る費用について補助するとともに、特定感染症検査等事業を通じて、電話相談を含めた相談事業に係る費用の補助を行っている。

○性に関する科学的な知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠・出産、エイズを含む児童生徒の健康問題に関する正しい知識を盛り込んだ教材をHPに掲載し、会議等を通じて学校における活用を促したほか、性に関する指導の充実に資するよう、教育委員会指導主事等を対象に研修を行った。引き続き、学校における妊娠・出産等に関する指導の充実に取り組む。 ●エイズ対策促進事業等を通じて、保健所からの学校への講師派遣や教材作成にかかる費用について補助し、健康教育の普及を図るとともに、特定感染症検査等事業を通じて、電話相談を含めた相談事業に係る費用の補助を行っている。
○妊娠や家庭・家族の役割に関する教育・啓発普及	<ul style="list-style-type: none"> ●学習指導要領に基づき、関係のある教科等において、男女が共同して社会に参画することの重要性などについての学習が行われている。例えば、高等学校の家庭科において、男女が協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性などについての学習が行われている。 ●妊娠・出産、エイズを含む児童生徒の健康問題に関する正しい知識を盛り込んだ教材をHPに掲載し、会議等を通じて学校における活用を促したほか、性に関する指導の充実に資するよう、教育委員会指導主事等を対象に研修を行った。引き続き、学校における妊娠・出産等に関する指導の充実に取り組む。
○ライフイベントを踏まえたキャリア教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●キャリア教育の一環として、小・中学校等において、チャレンジ精神や、他者と協働しながら新しい価値を創造する力など、これからの時代に求められる資質・能力の育成を目指した起業体験活動を行う「小・中学校等における起業体験推進事業」を実施している。今後は、実施された事例を全国の教育委員会等に普及していく。 ●「キャリアプランニングスーパーバイザー」を都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育の推進等を通じ、地元就職し地域を担う人材を育成する「地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業」を実施している。今後も引き続き、事業を継続していく。 ●社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会を拡大を目的として、大学や専門学校等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的プログラムを、職業実践力育成プログラム(BP)やキャリア形成促進プログラムとして文部科学大臣が認定している。 ●柔軟な制度的特性を生かしながら産業構造の変化や各地域のニーズ等に対応した実践的な職業教育を行う専修学校の人材養成機能を充実・強化するため、これからの時代に対応した教育プログラム等の開発を進める「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」を実施している。 ●専修学校における研修プログラム開発や研修体制づくり等による教育体制の充実を図るとともに、先進モデルの開発等による職業実践専門課程の充実に向けた取組や教学マネジメントの強化の推進等を通じて、職業教育の充実及び専修学校の質保証・向上を図る「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」を実施している。 ●産業界による優れた教育支援活動とその効果を社会に普及・促進するために表彰を行う「キャリア教育アワード」及び学校等の教育関係者と地域・社会や産業界の関係者が連携・協働し、互いにそれぞれの役割を認識しながら、一体となって取り組んでいる先進事例を普及・啓発するための「キャリア教育推進連携表彰」(文部科学省及び経済産業省の共同表彰)を実施し、優れた取組を表彰した。 <p>また、社会全体でキャリア教育を推進していく気運を高め、キャリア教育の意義の普及・啓発と推進することを目的に文部科学省、厚生労働省、経済産業省の3省合同で、受賞機関の表彰や事例発表等を行う「キャリア教育推進連携シンポジウム」を実施した。</p>
○学校・家庭・地域における取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●学習指導要領に基づき、小・中・高等学校の各教科等において生命の尊さなどについての学習が行われている。 ●学習指導要領に基づき、関係のある教科等において、男女が共同して社会に参画することの重要性などについての学習が行われている。例えば、高等学校の家庭科において、男女が協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性や、子供の保育などについての学習が行われている。 ●地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等が地域の実情に応じて行う家庭教育支援に関する取組(妊娠・出産等に関する学習機会の提供等を含む)を推進するための補助事業等を実施。

II-1(2) 若い世代のライフイベントを応援する環境の整備

(若い世代のライフイベントを応援する環境の整備)

○若い世代の結婚・出産・育児を妨げない労働環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●キャリア形成サポートセンター事業等を通じて、労働者等に対するキャリアコンサルティング機会の充実に取り組んでいる。 ●労働者の自発的な職業能力の開発及び向上を支援する教育訓練給付制度の、給付対象講座の検索システムにおいて、講座ごとに女性の人数を掲載し、女性の割合が高い講座を検索できるよう整備済。
----------------------------	---

(多様なロールモデルの提示)

○ロールモデルの提示	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性のチャレンジ支援策」(平成15年4月男女共同参画会議決定)を受け、顕彰を通じて、チャレンジの身近なモデル等を示し、男女共同参画社会の実現のための機運を高めることを目的として、平成16年度から実施している。令和4年度は、6月28日を表彰日とし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため表彰式は中止となった。 <p>【表彰の対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性のチャレンジ賞: 起業、NPO法人での活動、地域活動などにチャレンジし、活躍する女性個人、女性団体・グループ ・女性のチャレンジ支援賞: 上記のようなチャレンジを支援する個人、団体・グループ ・女性のチャレンジ賞特別部門賞: 当該年度における特別部門に該当する者で、起業、NPO法人での活動、地域活動などにチャレンジし、活躍する女性個人、女性団体・グループ及びそのチャレンジを支援する個人、団体・グループ
------------	--

(経営者・管理職の意識行動改革)

○企業経営者等の意識改革	<ul style="list-style-type: none"> ●企業の経営者、業界単位の企業ネットワーク、経済団体等と連携し、女性の活躍の必要性に関する経営者や管理職の意識改革、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた経営者のコミットメントを促すため、経営者や管理職を対象としたダイバーシティ・マネジメントセミナー等を開催してきた。今後も、更なる理解促進に向けて、取組を継続する。 ●男性が育児をより積極的に楽しみ、かつ、育児休業を取得しやすい社会の実現を目指す「イクメンプロジェクト」の一環として、企業の経営者や人事労務管理担当者等を対象にした男性の育児休業等の取得促進に関するセミナーを開催するとともに、職場内研修で活用できる資料を作成・公式サイトに掲載し、職場内研修を促進している。また、男性の育児休業等の取得促進に関する企業の好事例の普及を進めている。 ●企業にとって、イノベーションの創出、生産性の向上等を実現するためには、女性をはじめとした多様な人材の能力を最大限発揮させるダイバーシティ経営に向けて、働き方改革や職場の環境整備を進めることが重要である。ダイバーシティ経営に取り組む企業のすそ野拡大を図るため、先進的な取組を行う企業を選定・表彰した「新・ダイバーシティ経営企業100選/100選プライム」(令和2年度に終了)や、女性活躍推進に優れた企業を、中長期の企業価値向上を重視する魅力ある銘柄として広く投資家に紹介する「なでしこ銘柄」等を通じて、ベストプラクティスを発信するとともにダイバーシティ経営に関する普及啓発活動を実施し、経営者等を含めた企業の意識改革を図っている。
○イクボスや子育てを尊重するような企業文化の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ●男性が育児をより積極的に楽しみ、かつ、育児休業を取得しやすい社会の実現を目指す「イクメンプロジェクト」の一環として、部下や同僚の育児・介護等に配慮・理解のある「イクボス」の好事例や男性の育児休業等の取得促進等に関する企業の好事例の普及を進めている。

(企業の両立支援の取組の「見える化」)

○一般事業主行動計画(次世代育成支援対策推進法)の策定・公表の促進等	<ul style="list-style-type: none"> ●次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員数101人以上の企業に一般事業主行動計画の策定・届出等が義務付けられているため、都道府県労働局が中心となり、次世代育成支援対策推進センター(行動計画の策定・実施を支援するため指定された事業主団体等)、労使団体及び地方公共団体等と連携し、行動計画の策定・届出促進に取り組んでいる。また、行動計画に定めた目標を達成したなどの一定の基準を満たした場合に次世代育成支援対策推進法に基づき認定される「くるみん認定」及び「プラチナくるみん認定」に加え、令和4年4月から創設された「トライくるみん」及び不妊治療と仕事との両立に関する認定制度である「プラス」の周知・啓発、取得促進を進めている。 ●次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画や企業の取り組み状況等を公表している厚生労働省サイト「両立支援のひろば」を運営している。
------------------------------------	--

(企業等による事業所内保育施設等の設置の促進)(再掲)

○企業等による事業所内保育施設等の設置の促進(再掲)

(企業の少子化対策の取組に対するインセンティブ付与)

○入札手続等におけるインセンティブの付与	<ul style="list-style-type: none"> ●社会全体でワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、女性活躍推進法第24条及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)に基づき、国及び独立行政法人等が、総合評価落札方式又は企画競争方式による調達を行う際に、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法に基づく認定を取得する等したワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組を実施することにより、これらの企業の受注機会の増大を図っている。また、努力義務となっている地方公共団体でも国に準じた取組が進むよう働きかけを行っている。 <p>令和2年度の加点評価の取組の実施状況は、国で約1兆9,500億円(取組可能調達の約40%)・約12,800件(取組可能調達の約36%)、独立行政法人等で約1兆300億円(取組可能調達の約87%)・約7,700件(取組可能調達の約85%)となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性活躍推進法に基づく認定等を取得した企業を加点評価することにより、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業の受注機会の増大を図る取組について、都道府県労働局等において周知を行っている。
----------------------	---

2 結婚

II-2(1) 経済的基盤の安定

○若者の雇用の安定(再掲)
○非正規雇用対策の推進(再掲)
○結婚・子育て資金や教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度の実施等(再掲)

II-2(2) 地方公共団体による総合的な結婚支援の取組に対する支援等

○地方公共団体による総合的な結婚支援の取組に対する支援等(再掲)
○結婚支援におけるAI等の適切な活用(再掲)

II-2(3) ライフプランを支える働き方改革

(長時間労働の是正)(再掲)
○長時間労働の是正及び年次有給休暇の取得促進(再掲)

(多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組)(再掲)

- 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」等に基づく取組の推進(再掲)
- 多様な正社員制度の導入・普及(再掲)
- テレワークの推進(再掲)
- 転勤等に関する仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進の更なる取組(再掲)
- 時間単位の年次有給休暇制度の企業への導入促進(再掲)
- 国の率先的取組(再掲)

(雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保に向けた取組)(再掲)

- 非正規雇用対策の推進(再掲)
- 雇用によらない働き方の者に対する支援(再掲)

3 妊娠・出産

II-3(1) 妊娠前からの支援

(妊娠・出産等に関する医学的・科学的な知識の提供等)

○女性健康支援センターにおける相談指導

●都道府県、指定都市、中核市において、身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導や特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等支援等をへの補助を実施している(令和3年8月1日時点で86都道府県市)。また、若者の性や妊娠などの悩みに対応するための健康相談支援サイト「スマート保健相談室」を令和4年3月に公開。

(不妊治療等への支援)

○不妊専門相談センターの整備

●都道府県、指定都市、中核市において、専門医等が、不妊や不育症に関する医学的な相談や、心の悩みに対する相談支援等への補助を実施(令和3年8月1日時点で84都道府県市)。

○不妊治療に係る経済的負担の軽減等

●不妊治療水準向上の観点から、日本医療研究開発機構(AMED)における研究事業を通じ、不妊治療の方法等に関する研究を実施しており、少子化社会対策大綱の記載を踏まえ、こういった取組により得られた知見を医療現場における治療水準の向上に繋げていく。また、都道府県、指定都市、中核市に配置する「性と健康の相談センター」(令和3年度までは「不妊専門相談センター」)において、専門的な知識を有する医師や看護師等が医学的な相談や心の悩みの相談に応じるとともに、不妊治療に関する情報提供を行っている。

●令和4年度診療報酬改定において、子どもを持ちたいという方々が安心して有効で安全な不妊治療を受けられるよう、関係学会が策定したガイドラインの推奨度等を踏まえ、一般不妊治療(人工授精等)、生殖補助医療(体外受精、顕微授精等)について、保険適用を実施した。

●令和4年度からの不妊治療の保険適用の円滑な実施に向け、移行期の治療計画に支障が生じないよう、年度をまたぐ一連の治療について、経過措置として助成金の対象としている。

○不妊治療と仕事の両立のための職場環境の整備

●令和4年3月に「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」と「不妊治療と仕事の両立サポートハンドブック」を改訂。このマニュアルとハンドブックを活用した周知を通じて、事業主の休暇制度導入等の取組の促進と職場での理解を深め、仕事と不妊治療が両立できる職場環境の整備を推進している。

●令和3年度に、企業における制度導入や取組を促進するため、不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度を設けるなど両立しやすい環境整備等に取り組み、実際に制度を労働者に利用させた中小事業主に対して助成する制度を創設した。また、令和4年度は、くるみん等の認定制度内に、企業が実施した不妊治療と仕事との両立を図るために必要な雇用環境整備に、一定の水準に達していることを評価する「プラス」認定を創設した。

●不妊治療のための休暇制度・両立支援制度の導入に取り組む企業を支援するため、令和2年度はシンポジウム、令和3年度は事業主向けセミナーを実施。令和4年度は、制度の運用・導入に必要な情報を提供するための人事労務担当者等向け研修会や社会的機運の醸成を図るためのシンポジウムを実施予定。

●全管理職を対象とした「働き方改革と女性活躍、ワークライフバランス推進に係る管理職員向けeラーニング」において、不妊治療を行っている部下に対するケーススタディを取り上げ、不妊治療と仕事の両立に係る管理職の理解や行動変容を促した。

●新任幹部職員、新任課長級職員、新任管理者等を対象としたeラーニングによるハラスメント防止講習において、令和4年1月から、不妊治療に行く際は特別休暇の取得が可能である旨、個人のライフに配慮したマネジメントや、休暇を取得しやすい雰囲気づくりが必要である旨周知した。

●(令和3年8月に行った人事院勧告時の公務員人事管理に関する報告において、不妊治療と仕事の両立を支援するため、非常勤職員も含めた職員の不妊治療のための休暇を新設することを表明し、同年12月、休暇の新設等の措置を講じるための人事院規則等を公布し、令和4年1月から施行した。休暇の期間は原則として年5日(体外受精等に係る通院等の場合は更に5日加算)とし、有給とした。施行に向けて、休暇の通称を「出生サポート休暇」とし、休暇を利用しやすくするため、リーフレット、職員向けQ&A等を活用して周知啓発を行った。今後も、政府全体として不妊治療を受けやすい職場環境の整備を図っていく。)

II-3(2) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

(妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援)(再掲)

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援(再掲)
- 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等への支援(再掲)

(妊娠・出産に関する相談支援の充実)

○相談支援体制の整備(妊娠・出産、人工妊娠中絶等)

(・妊娠・出産やその後の子育て、人工妊娠中絶等の悩みを抱える者に対する、児童相談所等での相談援助体制の整備)

●「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)を受け、平成30年12月に策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等に基づき、児童福祉司等の専門職の増員や資質の向上等児童相談所の相談対応体制の強化、関係機関との連携強化等を行っている。

●妊娠や出産、人工妊娠中絶等の悩みを抱える方に対して、市区町村による訪問指導等の母子保健事業を活用した相談支援のほか、都道府県、指定都市、中核市に配置する「性と健康の相談センター」(令和3年度までは「女性健康支援センター」(令和3年8月1日時点で86都道府県市))や、市区町村に配置する「子育て世代包括支援センター」(令和3年4月1日時点で1,603市区町村、2,451か所)において、相談支援を行っている。

II-3(3) 安全かつ安心して妊娠・出産できる環境の整備

(妊娠・出産に関する経済的負担の軽減)

○妊婦検診や出産・産前産後休業期間中に係る経済的負担の軽減

●社会保険の加入者について、産前産後・育児休業期間中の厚生年金保険及び健康保険の保険料免除を行っている。また平成31年4月以降、国民年金の第1号被保険者についても、産前産後期間について、保険料の免除を行っている。

●産前産後休業中の所得補償として標準報酬月額2を支給する出産手当金や、出産に要する経済的負担を軽減するために原則42万円を支給する出産育児一時金を支給している。出産育児一時金については、出産費用の実態把握に向けた調査研究の結果等を踏まえ、支給額の検討を行うこととしている。

●妊娠届出については、早期届け出を勧奨するよう自治体に促している。また、妊婦健診については、既に全自治体で14回程度の健診に対する公費負担を実施しているが、公費負担額の更なる充実に向け、調査を行っている。

●妊娠・出産に関する経済的支援として、妊婦健診における公費負担の実施や、産婦健診の補助制度の実施に取り組んでいる。

○産科医療補償制度の整備

●ほぼ全ての分娩機関が、産科医療補償制度へ加入(加入率:99.9%)しており、年間500件ほどの審査を実施し、収集した事例の整理・分析により、再発防止に関する報告書等の情報を提供するなど、適切に制度が実施されている。

(周産期医療の確保・充実等)

○出産環境の確保

安心して子どもを産み育てることができるよう、

●地域医療介護総合確保基金を活用し、分娩件数に応じた医師への手当を支給する医療機関に対する財政支援を行っている。

●分娩施設が少ない地域において、新規に分娩施設を開設する場合などの施設や設備の整備に対する財政支援を行うとともに、平成29年度からは産科医の確保が困難な医療機関に産科医を派遣する場合の財政支援を行うなど、分娩可能な産科医療機関等の確保に取り組んでいる。

●さらに、「地域枠」を中心に、医学部定員を段階的・臨時的に増員してきたことにより、医師数は増加している。また、各都道府県において産科医師確保計画を策定し、同計画に基づいて、医療圏の見直しや医師の派遣調整、医師の養成等に取り組んでいる。

○助産師の活用

●地域医療介護総合確保基金を通じた院内助産所や助産師外来を開設しようとする産科を有する病院・診療所への財政支援を行っている。

●また、助産師を活用し、地域において安心・安全な出産ができる体制を確保するため、就業助産師の偏在解消、助産実践能力の強化、助産学生等の実習施設確保及び助産所と連携する医療機関の確かな確保を図る目的で、平成27年度から「助産師出向支援導入事業」を実施している。

○周産期医療体制の整備・救急搬送受入体制の確保

●リスクの高い妊産婦や新生児などに高度な医療が適切に提供されるよう、令和3年度予算においても、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターの医師・看護師等の確保を含む運営費等に対する財政支援を行っている。また、出生1万人当たりのNICUの整備目標である25~30床は平成29年度に全都道府県で達成済。また、都道府県が設置する地域医療支援センターによる医師確保を支援するとともに、周産期医療対策事業等を通じて、周産期母子医療センターと地域の分娩施設等との連携を推進している。

●さらに、令和2年度から各都道府県における産科医師確保計画の策定を促し、同計画に基づいて医療圏の見直しや医師の派遣調整、医師の養成等を行うこととしている。

●令和2年度から、妊婦が安心安全に受診できる医療提供体制を整備するため、産科及び産婦人科以外の診療科の医師に対する研修の実施や医師が妊婦の診療について必要な情報を得られる相談窓口の設置に対する財政支援を行っている。

(健康な体づくり、母子感染予防対策)

○母子保健・母子感染予防対策の推進

●母子保健分野での国民運動計画である「健やか親子21(第2次)」を平成27年度から推進し、母子保健サービスの一層の充実を図っている。また、第2次計画では、10年後に目指す姿として「すべての子どもが健やかに育つ社会」を掲げ、その実現に向けて取組を進めている。さらに、母子感染予防対策として、「HTLV-1母子感染対策事業」を実施し、都道府県における母子感染対策協議会の設置(平成31年4月1日時点で38都道府県)や、母子感染予防のための保健指導等の支援体制の整備への財政支援を行っている。

(マタニティハラスメントの防止等)

○マタニティハラスメント等の防止

●妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱いの禁止等については、報告徴収や是正指導、紛争解決援助の仕組みを積極的に活用し、法に沿った雇用管理が行われるよう事業主に指導を行っている。また、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な広報啓発を行うとともに、事業主が講ずべき防止措置をまとめたパンフレットの作成・配布、「あかるい職場応援団」ポータルサイトの運営等により制度の周知を行っている。さらに夜間・休日にフリーダイヤル等に対応する相談窓口を設置・運営を行っている。引き続き制度の周知・啓発、事業主への指導等を行い、職場のハラスメント対策を推進していく。
●育児休業等により不利益な取扱いを受けない就業環境の整備に向けて、事業主に対して法の周知徹底を図るとともに、法令違反が疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導等を行っている。

○女性労働者の妊娠中及び出産後の母性健康管理の推進

●男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置及び労働基準法の母性保護規定について、事業主、女性労働者、医療関係者等に対し周知徹底を図っている。
●事業主が母性健康管理措置を適切に講じるよう指導等を行うとともに、医師等から女性労働者に出された指導事項をよりの確に事業主に伝えるための「母性健康管理指導事項連絡カード」を令和3年3月に改正し、その利用を促進している。
●企業や働く女性に対して母性健康管理に関する情報を提供する支援サイト「妊娠・出産をサポートする 女性にやさしい職場づくりナビ」により、制度の周知・啓発を図っている。
●新型コロナウイルス感染症対策として、妊娠中の女性労働者の母性健康管理を適切に図るため、男女雇用機会均等法に基づく指針を改正し、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置を新たに規定した。また、この措置により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍することができるよう、職場環境整備を行う事業主への助成制度を創設した(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置及び助成制度は令和5年3月31日まで)。

4 子育て

II-4(1) 子ども・子育て支援

(子ども・子育て支援新制度の着実な実施)(再掲)

○地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実(再掲)

(保護者の就業形態や就業の有無等にかかわらず多様な保育・子育て支援の拡充)(再掲)

○保護者の就業形態や就業の有無等にかかわらず多様な保育・子育て支援の拡充(再掲)

II-4(2) 子育てに関する経済的支援・教育費負担の軽減

○児童手当の支給・在り方の検討(再掲)

○幼児教育・保育の無償化の着実な実施(再掲)

○高校生等への修学支援(再掲)

○高等教育の修学支援(再掲)

○国民健康保険料の負担軽減を行う地方公共団体への支援(再掲)

II-4(3) 仕事と子育てを両立するための働き方改革

(長時間労働の是正)(再掲)

○長時間労働の是正及び年次有給休暇の取得促進(再掲)

(多様な柔軟な働き方の実現に向けた取組)(再掲)

○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」等に基づく取組の推進(再掲)

○多様な正社員制度の導入・普及(再掲)

○テレワークの推進(再掲)

○転勤等に関する仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進の更なる取組(再掲)

○時間単位の年次有給休暇制度の企業への導入促進(再掲)

○国の率先的取組(再掲)

(雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保に向けた取組)(再掲)

○非正規雇用対策の推進(再掲)

○雇用によらない働き方の者に対する支援(再掲)

II-4(4) 男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備、女性活躍の推進

(保育の受け皿整備の一層の加速)(再掲)

○「子育て安心プラン」等に基づく保育の受け皿の整備(再掲)

○地域の実情に応じた保育の実施(再掲)

(保育人材確保のための総合的な対策の推進)(再掲)

○保育人材の確保(再掲)

(放課後児童クラブ・放課後子供教室の整備及び一体的な実施)(再掲)

○「新・放課後子ども総合プラン」の実施(再掲)

(企業等による事業所内保育施設等の設置の促進)(再掲)

○企業等による事業所内保育施設等の設置の促進(再掲)

(高等学校等における妊娠した生徒への配慮)(再掲)

○高等学校等における妊娠した生徒への配慮(再掲)

(育児休業や育児短時間勤務などの両立支援制度の定着促進・充実)(再掲)

○育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着(再掲)

○育児休業からの円滑な復帰の支援(再掲)

○育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いの防止(再掲)

○非正規雇用労働者に対する支援(再掲)

○正規雇用・非正規雇用にかかわらず妊娠・出産前後の継続就業の支援(再掲)

(子育て等により離職した女性の再就職支援、地域活動への参画支援)(再掲)

○子育て女性等の再就職支援(再掲)

○女性の幅広い活躍を推進する学び直し支援(再掲)

(女性の活躍の推進)

○女性の職業生活における活躍の推進

●女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画は、国の機関や都道府県・市町村の全てにおいて策定されており、法に基づき公表された女性の活躍状況についての情報は、「女性活躍推進法『見える化』サイト」で比較できる形での「見える化」を行っている。
●国及び地方公共団体における男女間の賃金の差異について、女性活躍推進法に基づく開示を行う。
●301人以上の企業については、引き続き、当該計画の策定等や、改正法等の施行による情報公表の強化等の履行確保を図っている。101人以上300人以下の企業については、改正女性活躍推進法により、令和4年4月から、一般事業主行動計画の策定等が義務化されたことから、改正法の内容の周知徹底・履行確保を図るとともに、中小企業事業主等に対する女性活躍推進アドバイザーによる個別支援等を行う「民間企業のための女性活躍促進事業」により支援を行っている。
●301人以上の企業に対し、男女の賃金の差異についての情報公表を義務付ける。(令和4年7月施行)

○農業経営体等における女性が働きやすい環境づくりの推進

●令和3年度の家族経営協定の締結農家数は全国で59,162戸となり、前年度に比べ363戸(0.6%)増加した。
●令和2年度より、地域においても、農業と子育てを両立できる環境を整備するため、女性農業者の育児と農作業のサポート活動に対する取組を支援している。

○地域における女性の活躍の推進

●内閣府では、女性活躍推進法に基づき、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するため、「地域女性活躍推進交付金」により、多様な主体による連携体制の構築の下で地域の実情に応じて行う地方公共団体の女性活躍の推進に向けた取組への支援を行っている。
●独立行政法人国立女性教育会館においては、我が国唯一の女性教育に関するナショナルセンターとして、地域において女性の活躍を推進するため、地方公共団体や男女共同参画関連施設等の職員を対象とした研修事業や調査研究、情報提供、教育・学習支援事業等を行っている。

II-4(5) 男性の家事・育児参画の促進

- 育児休業など男性の育児参画の促進(再掲)
- 男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の取得促進(再掲)
- 男性の家事・育児に関する啓発普及、意識改革(再掲)

II-4(6) 子育ての担い手の多様化と世代間での助け合い

(地域住民の参画促進による子育ての担い手の多様化)(再掲)

- 地域共生社会の実現に向けた取組の推進(再掲)
- 「子育て支援員」の養成(再掲)
- 地域の退職者や高齢者等の人材活用・世代間交流(再掲)

(家族における世代間での助け合い)(再掲)

- 三世同居・近居しやすい環境づくり(再掲)

II-4(7) 多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援

(多子世帯に配慮した子育て、保育、教育、住居など様々な面での負担の軽減策の推進)(再掲)

- 児童手当の支給・在り方の検討(再掲)
- 高等教育の修学支援(再掲)
- 多子世帯又は第3子以降を対象とする保育所等の優先利用(再掲)
- 住宅政策における多子世帯への配慮・優遇措置(再掲)
- 子育て支援パスポート事業の普及・促進(再掲)

(多胎児を育てる家庭に対する支援)(再掲)

- 多胎妊産婦等に対する支援(再掲)

II-4(8) 住宅支援、子育てに寄り添い子供の豊かな成長を支えるまちづくり

○融資、税制を通じた住宅の取得等の支援

- 良質な持家の取得を促進するため、住宅金融支援機構における証券化支援事業の長期固定金利住宅ローン(フラット35S等)により、省エネルギー等に優れた住宅に係る金利引下げを行うとともに、長期固定金利住宅ローン(フラット35地域連携型)により、子育て支援に積極的な地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による財政的支援とあわせて金利引下げを行っている。
- 住宅ローン減税等の税制措置を講じている。

○良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進

- 地域優良賃貸住宅制度において、子育て世帯向け賃貸住宅の整備及び家賃の低廉化への助成を行う地方公共団体や子育て世帯向け賃貸住宅の家賃の低廉化を行うURに対し支援を行っている。
- 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(平成19年法律第112号)に基づく、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅について、改修や家賃の低廉化に対し、支援を行っている。

○新たな住宅セーフティネット制度の推進

- 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(平成19年法律第112号)に基づく、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅について、改修や家賃の低廉化に対し、支援を行っている。
- 居住支援協議会や居住支援法人が行う相談・情報提供等に対し、支援を行っている。

○公的賃貸住宅ストックの有効活用等による居住の安定の確保

- 公営住宅の入居者選考において、小さな子供のいる世帯や多子世帯等住宅困窮度の高い子育て世帯についての優先入居の取扱いを地方公共団体に通知(平成17年、平成25年)するとともに、地方公共団体においては、地域の実情を踏まえ、優先入居の実施や入居収入基準の緩和を行っている。
- UR:新築物件の申込み抽選時に、URにて子育て世帯等の当選倍率を優遇している。

○公的賃貸住宅と子育て支援施設との一体的整備等の推進

- 大規模な公営住宅の建替えに際して社会福祉施設等を原則として併設することを求めるとともに、公的賃貸住宅の建替えや改修と併せて子育て支援施設等を導入する取組に対し、支援を行っている。
- 市街地再開発事業等において、子育て支援施設を導入する取組に対して支援を行っている。
- 住宅団地における子育て支援施設等の整備に対し、支援を行っている。

○街なか居住等の推進

- 職住近接で子育てしやすい都心居住、街なか居住を実現するため、住宅の供給や道路・公園等の整備やコミュニティ施設の整備、空き家等の活用に対し、支援を行っている。

○子育てフレンドリーで安全な都市の実現

- 大規模な公営住宅の建替えに際して社会福祉施設等を原則として併設することを求めるとともに、公的賃貸住宅の建替えや改修と併せて子育て支援施設等を導入する取組に対し、支援を行っている。
- 市街地再開発事業等において、子育て支援施設を導入する取組に対して支援を行っている。
- 長期優良住宅化リフォーム推進事業において、子育てしやすい住宅ストックへのリフォームに対して支援を実施している。
- UR賃貸住宅における、子育てしやすい住宅ストックへの住戸改修及び共用部等への子育て支援施設等の導入に対し、国が支援を行っている。

○金融支援を通じた子育て支援施設を含む優良な民間都市開発事業の推進

- 市町村が定める都市再生整備計画の区域等において行われる優良な民間都市開発事業に対し、民間都市開発推進機構による出資を通じた事業の立ち上げ支援を行っており、その際、子育て支援施設の整備を伴う場合には、事業区域面積要件の緩和を行っている。

○小中学校の余裕教室、幼稚園等の活用による地域の子育ての拠点づくり

- 公立小中学校の余裕教室を子育て支援施設等に転用することに関し、余裕教室の活用事例を紹介したパンフレットの作成や、公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の手続きの簡素化された手続についての周知により、地方公共団体における取組を促進している。また、平成31年1月には、「子育て安心プラン」に基づく小学校の余裕教室等を活用した保育所等の整備について(通知)を发出し、各都道府県の教育委員会に対し、児童福祉部局及び関係部局と連携・協力するよう要請した。今後も余裕教室の活用が促進されるよう、地方公共団体に対して、引き続き周知等を行っていく。

II-4(9) 子供が健康で、安全かつ安心に育つ環境の整備

(小児医療の充実)

○小児医療の充実

- 地域においていつでも安心して医療サービスを受けられるよう、令和3年度予算においても、小児救急医療機関の運営等に対する財政支援を行っている。また、地域医療介護総合確保基金を活用し、都道府県が実施する子ども医療電話相談事業(#8000事業)についても財政支援を行っている。#8000事業は平成22年度に全都道府県で実施済。
- さらに、令和2年度に各都道府県が小児科医師確保計画を策定しており、同計画に基づいて医療圏の見直しや医師の派遣調整、医師の養成等を行うこととしている。

○小児慢性特定疾病対策等の充実

- 小児慢性特定疾病児童等(以下「小慢児童等」という。)の健全育成を図るため、児童福祉法に基づき、小慢児童等やその家族に対する経済的支援を行うとともに、疾病の調査・研究の推進に資することを目的とした医療費助成や、小慢児童等やその家族に対する相談支援等を行う小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を実施するなど、小児慢性特定疾病に対する総合的な対策の充実を図っている。

○予防接種の推進

- 予防接種法に基づき策定された「予防接種に関する基本的な計画(平成26年厚生労働省告示第121号)」に則り、定期の予防接種の着実な実施を図っている。

○こころの健康づくり

- 児童生徒の心身の健康に関する相談体制が充実するよう、健康教育指導者養成研修において、学校における保健管理や保健教育の在り方・進め方について講義を行うとともに、子供の心のケアや感染症対策等について研修を行った。今後も、引き続き相談体制の充実を努める。
- 児童生徒の相談を受けることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等、教育相談体制の整備を支援している。(児童思春期における心の問題に対応できる専門家を養成するための研修を行うなどにより、児童相談所などにおける専門相談の体制を強化)
- 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)を受け、平成30年12月に策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等に基づき、児童福祉司等の専門職の増員や資質の向上等児童相談所の相談対応体制の強化を図っている。
- 精神保健福祉センターや児童相談所を含む教育・福祉・医療などの業務従事者に対し、ひきこもり、不登校、家庭内暴力など児童思春期の心の問題に関する専門家を養成するための研修を実施している。

(子供の健やかな育ち)

○学校の教育環境の整備等

- 学習指導要領の着実な実施をとおして、確かな学力・豊かな心・健やかな体(知・徳・体)のバランスのとれた「生きる力」をより一層確実に育んでいくことを目指している。
- 児童生徒一人一人にあったきめ細かな対応を実現するため学校教育活動を支援する学習指導員、教師がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するため教師の負担軽減を図る教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)の配置を支援し、学校の教育環境の整備を行う。(令和4年度予算:学習指導員11,000人分、教員業務支援員1,065人分)
- 中学校において、教員に代わって部活動指導員が部活動の指導や大会引率等を担うことにより教員の負担軽減を図ることを目的とし、部活動指導員の配置を支援する。(部活動指導員11,250人分)
- 義務標準法の改正による、公立小学校の35人学級の計画的な整備に加え、小学校教師の持ち授業時数の軽減や、より専門性の高い教科指導による教育の質向上を図る小学校高学年における教科担任制の推進、各種教育課題に対応するための基礎定数化による改善を行う。
- 幼児教育の質の向上については、幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業や私立幼稚園、認定こども園の施設整備に係る経費の補助を実施している。令和3年度補正予算においては、幼稚園での感染症対策の徹底やICT環境整備のための経費に対して補助を行うとともに、感染症対策の観点から実施する施設整備等への補助を行った。今後も、新型コロナウイルス感染症をはじめとした新規課題に的確に対応しつつ、全ての子供に対して格差なく質の高い学びを保障する「幼児教育スタートプラン」の具体化を強力に推し進める。

○地域ぐるみで子供の教育に取り組む環境の整備

- コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を一体的に推進するため、地域と学校の連携・協働体制を構築するための補助事業を実施するほか、各地へのアドバイザー派遣やフォーラムの開催等を実施。
- 地域の多様な人材が「家庭教育支援チーム」として、保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進するための補助事業などを実施。

○いじめ防止対策の推進

- 少年相談活動やスクールサポーターの学校への訪問活動等により、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、把握したいじめ事案の重大性及び緊急性、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、学校等と緊密に連携しながら、必要な対応を推進している。令和4年4月現在、44都道府県で約860人のスクールサポーターが配置されている。
- 平成28年に、いじめ防止対策推進法施行後3年が経過したことを受け、同法の施行状況の検証を行い、平成29年には、学校におけるいじめへの組織的な対応を徹底させることなどを促すため、基本方針の改定を行うとともに、学校の設置者及び学校における同法、基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定した。また、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や、教育相談体制の整備及びインターネットやSNSを通じて行われるいじめに対応するため、「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」を実施し、いじめの防止等のための対策を推進した。引き続き、「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」の実施等を通じ、いじめの防止等のための対策を推進する。

○「食育」等の普及・促進及び多様な体験活動の推進

- 金融経済教育について、金融庁・財務局職員が行う出張授業を抜本的に拡充し、高校・大学等に対して講師派遣(オンライン授業への対応を含む)を実施している。
- 学習指導要領にもとづく金融経済教育の円滑な実施に向けて、学習指導要領に即した高校向けのオンデマンド授業動画や指導教材を作成した。
- 関係団体等から構成される金融経済教育推進会議において、主に大学生や新社会人向けのオンデマンド授業動画「マネビタ」を策定・公表するなど、関係団体と連携して取組を進めている。
- 消費者教育の推進に関する法律に基づき定められた「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、消費者教育推進会議の意見を聴きつつ、消費者教育を総合的かつ一体的に推進している。
- 栄養教諭を中心に地域と連携した食育指導体制の充実を図ることにより学校における食育を推進する「学校給食・食育総合推進事業」を実施している。令和4年度においては、学校給食における地産産物の使用促進を図ること、地域の食文化、食に関する産業や自然環境の恵みに対する子供の理解増進につなげるとともに、学校給食の衛生管理や食育の充実等のための取組を進めている。
- 「早寝早起き朝ごはん」国民運動を、早寝早起き朝ごはん全国協議会等と連携して推進。
- 学習指導要領に基づき、小・中・高等学校の社会科、家庭科等の関係する教科等において、児童生徒の発達段階に応じて、消費者教育・金融教育が行われている。
- 特に若年者における消費者教育の更なる強化を図るため、消費者行政部局や教育部局をはじめ、消費生活相談員や弁護士等の専門家の知見等も活用しつつ、実践的な消費者教育の取組が推進されるよう、多様な主体による連携・協働体制作りを支援する「成年年齢引下げを見据えた若年者の消費者教育推進事業」を実施している。
- 体験活動に関する普及啓発や調査研究、民間企業が実施する優れた取組に対しての顕彰事業を実施することにより、社会全体で体験活動を通じた青少年の自立支援をより一層促進する。モデル・優秀事例については当省HPに公開するとともに、各都道府県教育委員会に他団体の取組を参考にするよう周知し、横展開を図っている。
- 子供の運動不足解消のための運動機会創出を図るため、全国の小学校、総合型地域スポーツクラブ等において、子供と一緒に楽しく運動したり、体験活動等を実施する機会を提供した。
- 各都道府県の実情に合わせ、自治体、スポーツ関連団体、民間企業等の連携のもと、子供の運動遊びを推進するプロジェクトを設置し、各団体の持つスキームを活用し、持続可能な子供の運動習慣の定着に資する取組を推進する。
- 学習指導要領に基づき、小・中・高等学校の各教科等において伝統や文化などについての学習が行われている。
- 各都道府県代表の高校生が芸術文化活動を発表する全国大会として、全国高等学校総合文化祭を開催し、創造活動の向上を図るとともに相互の交流を深めることにより、文化部活動を通じて学校における芸術活動を推進する。
- 学校や地域が地域の文化施設、文化芸術団体、芸術系教育機関等との連携により、令和5年度からの文化部活動の段階的・地域移行に向けた体制構築や持続可能な文化芸術活動の環境整備を行うためのモデル事業を実施している。有識者による検討会議を開催し、文化部活動の地域移行にかかる課題や仕組み、手法について取りまとめ、国の支援の在り方について検討している。
- 小学校・中学校等において一流の文化芸術団体による実演芸術の巡回公演を行い、又は小学校・中学校等に個人若しくは少人数の芸術家を派遣し、子供たちに対し質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保するとともに、芸術家による表現手法を用いたワークショップ等を実施することにより、子供たちの豊かな創造力・想像力や、思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成する。
- 次代を担う子供たちに対して伝統文化・生活文化等に関する活動を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供している。
- 食育基本法に基づく食育推進基本計画により、食育を国民運動として推進し、食育に関心を持っている国民を増やすことを目標としている。
- 施策に関する数値目標として定めた「食育に関心を持っている国民の割合」の目標値達成に向けて「消費・安全対策交付金(地域での食育の推進)」により地方公共団体等が実施する農林漁業体験など、食育活動の支援により推進する。
- 食や農林水産業に関する理解と関心の増進を図るための農林漁業体験施設等の整備を支援するとともに、子供も含めた幅広い世代を対象とした農林漁業体験活動など、農山漁村が持つ地域資源を観光・福祉・教育等に活用した都市と農山漁村の交流を促進するための取組を支援している。
- 子供の遊び場を確保するため、社会資本整備総合交付金等により都市公園等の整備を推進した。引き続き子供の遊び場に資する都市公園等の整備を推進する。
- 各都道府県代表の高校生が芸術文化活動を発表する全国大会として、全国高等学校総合文化祭を開催し、創造活動の向上を図るとともに相互の交流を深めることにより、文化部活動を通じて学校における芸術活動を推進する。
- 河川空間については、身近な水辺等における環境学習・自然体験活動を推進するため市民団体や教育関係者、河川管理者等が一体となった取組体制の整備とともに、水辺の安全利用のための情報提供や学習プログラムの紹介など、水辺での活動を総合的に支援する仕組みを構築し、必要に応じ、水辺に近づきやすい河岸整備等(水辺の乗架プロジェクト:2021年度末305か所登録)をはじめとする「『子どもの水辺』再発見プロジェクト」(2021年度末305か所登録)を実施している。
- 国立公園等の自然豊かな地域において、子ども達に自然や環境の大切さを学んでもらえるよう、子ども達が参加できる自然体験や保全活動等を行っている。(令和3年度実績:子どもパークレンジャー14箇所320名。国立公園等における子どもの自然体験活動推進事業5地域。)

(地域の安全の向上)

○災害時の乳幼児等の支援

- 令和4年度総合防災訓練大綱(令和4年6月17日中央防災会議決定)において、高齢者等避難等の避難情報の伝達、避難場所への避難誘導、避難所の開設・運営等に関する訓練を、「防災」と「福祉」の関係部局や地域の関係者(自主防災組織、社会福祉協議会等)が緊密に連携の上、要配慮者本人や要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として要配慮者が利用する施設をいう。)の管理者等の参加を得て実施するよう努めることとされており、本大綱を地方公共団体に周知し、取組を促しているところ。

○子供の事故防止

- 子供の死因の上位を占めている不慮の事故を防止するため、消費者庁では「子どもを事故から守る!プロジェクト」を推進している。具体的には、平成28年度に「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」を設置し、平成29年度より「子どもの事故防止週間」を定め、関係省庁が連携し、集中的な広報活動を実施しているほか、保護者などに向け、「子どもの歯磨き中の喉突き事故などに気を付けましょう!」(令和3年6月)、「磁石」や「吸水樹脂ボール」の誤飲に注意!(令和4年3月)等の注意喚起を実施した。また、子供の事故を防ぐための注意点や豆知識などを幅広く提供するため、「子ども安全メールfrom消費者庁(メールマガジン:平成22年~)」や「消費者庁 子どもを事故から守る!公式ツイッター(平成29年~)」を活用した情報発信を定期的に行っている。
- 建築物の所有者、管理者による維持保全を自治体を通じて促進している。
- 窓やベランダからの子どもの転落事故に関する注意喚起について、消費者庁と連携して、関係団体・自治体に周知を行った(令和2年9月8日)。
- 昇降機や遊戯施設に係る事故情報・不具合情報について、社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会において、実事情の確認、分析及び原因究明並びに再発防止対策等に係る調査・検討を行っている。令和2年5月から令和4年5月に、昇降機に関して3件、遊戯施設に関して3件の事故調査報告書を公表した。

○予防のための子どもの死亡検証(Child Death Review)の体制整備

- 都道府県等における実施体制を検討するため、モデル事業として関係機関による連絡調整、予防のための子どもの死亡検証に係るデータ収集及び整理、有識者や多機関による検証並びに検証結果を踏まえて政策提言を行う。これらについて、都道府県におけるデータや提言を国に集約することや、検証に係る技術的支援の実施についても令和4年度から予算に計上している。

○幼稚園・保育所等における事故の発生・再発防止

- 教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議において、事故の再発防止策に係る提言を年次報告として令和3年10月に取りまとめ周知したほか、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」の周知や個別の事案について注意喚起を図るなど、関係省庁や地方公共団体と連携して事故発生・再発防止の取組を推進している。
- 教育・保育施設等における事故防止策等に関しては、平成28年3月に「重大事故や事故発生時の対応に関するガイドライン」及び「重大事故の再発防止のための地方自治体による事後的検証に係る体制整備」について、地方自治体宛てに通知を発出するなど、事故発生・再発防止の取組を推進している。これらの取組に加え、国においても事故報告の傾向分析や再発防止の提言等を行うため、有識者会議を設置し、関係省庁や自治体と連携して、教育・保育施設等における重大事故の発生や再発防止に努めている。

○交通安全教育等の推進

- 関係機関・団体等と連携・協力し、子供の発達段階に応じた体系的な交通安全教育を推進している。また、幼稚園や保育所等において、保護者を対象としたチャイルドシートの正しい使用や幼児二人同乗用自転車の安全な利用に関する指導等を行っている。
- 学校安全教室推進事業において、都道府県が実施する児童生徒を対象とした交通安全教室の講師となる教職員等に対する指導法等の講習会を支援し、子供の発達段階や学校段階、地域特性に応じた取組の推進を図っている。また、都道府県・市町村教育委員会の学校安全担当指導主事及び各地域の教員等を対象とした学校安全指導者養成研修を毎年実施している。引き続き同施策を推進し、交通安全教育等の充実を図る。

○犯罪等の被害の防止

- 「登下校防犯プラン」(平成30年6月登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定)等に基づき、警察では、教育委員会・学校、自治体、保護者、見守りに関わる地域住民等と連携し、通学路や登下校時の集合場所等の点検を実施するとともに、こうした場所への重点的な警戒・パトロールを実施しているほか、退職した警察官等からなるスクールサポーターを学校へ派遣し、児童の安全確保に関する助言を行っている。また、防犯ボランティア団体、事業者等の多様な担い手と連携した子供の見守り活動を行うなど、学校や通学路等における子供の安全確保に係る各種の取組を推進している。
- 「子供110番の家」として危険に遭遇した子供の一時的な保護と警察への通報等を行うボランティアに対し、ステッカーや対応マニュアル等を配布するなどの支援を行っているほか、防犯ボランティア団体に対する見守り体制の確認・指導や合同パトロールを実施するなど、自主防犯活動を支援している。
- 子供が被害に遭った事案等の発生に関する情報を子供や保護者に対して迅速に提供できるよう、警察署と教育委員会、小学校等との間で情報共有体制を整備するとともに、都道府県警察のウェブサイトや電子メール等を活用した情報発信を行っている。
- 小学校等において、学年や理解度に応じて、演劇、ロールプレイング方式等により、危険な事案への対応要領等について子供が考えながら参加できる防犯教室を関係機関・団体等と連携して開催している。
- 都道府県警察本部に設置された子供女性安全対策班等により、子供を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の事案に関する情報収集、分析等により行為者を特定し、検挙又は指導・警告措置を講じている。検挙活動等に加え、これらの先制・予防的活動を積極的に推進していくことにより、子供を被害者とする性犯罪等の未然防止に努めている。
- 子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、児童・生徒、保護者・教職員等に対する、学校等の現場での出前講座であるe-ネットキャラバンを、情報通信分野等の企業・団体と総務省・文部科学省が協力して全国で開催している。令和2年度より、オンラインで受講できる等の受講方法の選択肢を拡大した。
- 子育てや教育の現場での保護者や教職員の活用に資するため、インターネットに係るトラブル事例の予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」を平成21年度より毎年更新・作成し公表している。令和4年版では、各トラブル事例のほか、スマートフォンのフィルタリング、時間管理機能、年齢に合ったネット利用環境等についての特集を収録している。
- 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業において、見守り活動の地域のつなぎ役であるスクールガード・リーダー、学校安全ボランティアの活動に対する支援、各種講習会実施の補助を行い、地域ぐるみで子供の安全を見守る体制構築を推進している。今後、地域学校協働本部やコミュニティ・スクールと連携した地域ぐるみで見守る体制の整備を一層推進していく。
- 学校安全教室推進事業において、都道府県が実施する児童生徒を対象とした防犯教室の講師となる教職員等に対する指導法等の講習会を支援し、子供の発達段階や学校段階、地域特性に応じた取組の推進を図っている。引き続き同施策を推進し、防犯教育等の充実を図る。
- 学校安全総合支援事業において、児童生徒等が自らの命を守り抜くための資質・能力を育成する新たな安全教育の手法開発やセーフティプロモーションスクールなどの考え方を参考に学校と関係機関が連携した学校安全推進体制の構築を図る取組の支援を行っている。今後も学校と地域等が連携した犯罪防止の組織的取組を推進していく。
- 生命(いのち)の安全教育推進事業において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を踏まえ、関係省庁や民間団体の協力の下、性被害の未然防止を目的とした予防啓発教材を活用した指導モデルの開発等を進めている。
- 学校における情報モラル教育の充実を図るため、指導資料の改善・充実、指導者を対象としたセミナーを実施している。

○子供の健康に影響を与える環境要因の解明

- エコチル調査は、平成22年度より全国で約10万組の親子を対象として調査を開始。母体血やさい帯血、母乳等の生体試料を採取保存・分析するとともに、質問票による追跡調査を行い、子どもの健康に影響を与える環境要因を明らかにすることとしている。令和元年度から、子どもの成長過程における化学物質曝露や健康状態を評価するための「学童期検査」を実施している。

II-4(10) 障害のある子供、貧困の状況にある子供、ひとり親家庭等様々な家庭・子供への支援

(貧困の状況にある子供への支援)

○子供の貧困対策の推進

- 「子供の貧困対策に関する大綱」(令和元年11月閣議決定)に基づき、親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築するとともに、支援が届いていない又は届きにくい子供・家庭を早期に発見して、子供のことを第一に考えた支援を包括的かつ総合的に講ずることとした。幼児教育・保育の無償化、私立高等学校授業料の実質無償化、高等教育の修学支援新制度の着実な実施を図るとともに、子育て世代包括支援センターの設置促進及び女性健康支援センター等における特定妊婦等に対する産科受診等支援、若年妊婦等に対するSNSやアウトリーチによる相談支援等を実施している。また、ひとり親家庭の親の就労支援として資格取得や学び直しの支援、マザーズハローワーク等でのきめ細やかな就労支援を実施するとともに、ひとり親家庭等を対象に、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会を実施しているところ。
- 全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指し、同大綱においては、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者等の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した施策に取り組むとともに、官公民の連携により、子供の貧困対策を国を挙げて推進することとしているところ。
- 地域ネットワーク形成については、「地域子供の未来応援交付金」をこれまで402の地方公共団体に交付し、地域の実情に即した地域ネットワーク形成の取組を後押ししており(令和4年6月時点)、令和3年度補正予算で補助率10/10の新たな事業を創設するとともに、令和4年4月「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』」では緊急支援の補助基準額を引き上げた。また、「子供の未来応援国民運動」に基づき、草の根の支援活動を行う団体に対し、「子供の未来応援基金」による支援を、新型コロナウイルス感染拡大への対応に伴う緊急支援事業を含め、これまで7回にわたり行い、また、民間企業と支援を必要とする団体のマッチング等を行っている。

(ひとり親家庭支援)

○子育て・生活支援

- ひとり親家庭に対し、専門家を活用した家計管理等の講習会等を行う「ひとり親家庭等生活支援事業」や、家庭生活支援員の派遣による家事援助や乳幼児又は小学校に就学する児童の保育等を提供する「ひとり親家庭等日常生活支援事業」を実施している。
- ひとり親家庭の子供の基本的な生活習慣の習得、学習支援、食事提供等を行う「子どもの生活・学習支援事業」を実施している。
- 令和3年度より、自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭向けに「償還免除付きひとり親家庭住宅支援資金貸付」を実施している。

○就業支援

- 労働局・ハローワークと地方公共団体との協定等に基づく連携を基盤に、ワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備し、児童扶養手当受給者を含めた生活保護受給者等の就労による自立促進を図る生活保護受給者等就労自立促進事業を実施している。
- 全国204箇所のマザーズハローワーク等において、子育て中の女性等に対する再就職支援を実施している。
- ひとり親が教育訓練講座等を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業や、ひとり親が就職を容易にするために必要な資格を取得する場合に、当該資格に係る養成訓練の受講期間について生活費の負担軽減を図るため給付金を支給する高等職業訓練促進給付金等事業を実施している。なお、高等職業訓練促進給付金等事業については、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けているひとり親への安定就労を通じた中長期的な自立支援の観点から、令和3年度に引き続き、令和4年度も対象資格の拡充及び訓練期間の緩和を行っている。
- 公共職業訓練において、委託訓練では平成22年度から、施設内訓練では平成27年度から、託児サービスを付加した訓練コースを実施している。また、平成27年度から1日の訓練時間数を短く設定した短時間訓練コースも実施している。さらに、平成29年度から希望する日時に在宅で受講できるeラーニングコースも実施している。
- 求職者支援訓練においても、平成28年10月から託児サービスを付加した訓練コース及び短時間訓練コースを実施している。また、令和3年10月から希望する日時に在宅で受講できるeラーニングコースも実施している。

○養育費の確保等

- 父母の離婚時における養育費及び面会交流の取決め等について解説するパンフレット(「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」)を作成し各市町村へ配布する取組や、養育費の支払や安全・安心な面会交流の実施の重要性などを分かりやすく説明した動画を制作、離婚届書の標準様式の変更による参考情報の提供の充実、ウェブサイト「離婚を考えている方へ～離婚をするときに考えておくべきこと～」の更新を通じて、周知活動を行っている。
- 民事執行法等一部改正法の内容を説明したパンフレットや、改正内容の中でも特に財産調査の実効性向上について取り上げて説明した動画をインターネット上で公開すること等により、新制度の周知を図っている。
- 資力の乏しい方でも法律相談や弁護士費用等の立替が受けられる民事法律扶助制度を通じて支援に取り組んでいる。
- 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、養育費に関する専門知識を有する相談員や弁護士を配置し、養育費取得のための取決めや支払の履行・強制執行の手続に関する相談や情報提供等を行う「養育費等支援事業」を実施している。
- 地方自治体における養育費の履行確保等に資する取組等を支援する「離婚前後親支援モデル事業」を実施している。
- 厚生労働省において、民間団体に委託し、母子家庭等からの養育費に関する相談や自治体の相談対応職員に対する研修等を行う「養育費等相談支援センター事業」を実施している。
- 「離婚前後親支援モデル事業」において、令和3年度より、弁護士による専門的な相談支援体制や、離婚前段階からの支援体制の強化を図るとともに、養育費の履行確保等に資する先駆的な取組に対する補助等の拡充を行っている。

○経済的支援

- ひとり親家庭等に対し、児童扶養手当を支給するとともに、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付を行っている。

(児童虐待の防止、社会的養育の充実)

○児童福祉法等改正法の着実な施行

- (・体罰等によらない子育ての推進)
- 体罰等によらない子育てを推進するため、令和2年2月に検討会でとりまとめた「体罰によらない子育てのために」に基づき、リーフレット等を活用した周知・啓発を行っている。
- (・児童相談所の体制強化)
- 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)を受け、平成30年12月に策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等に基づき、児童福祉司等の専門職の増員や資質の向上等児童相談所の相談対応体制の強化を図っている。
- (・婦人相談所等関係機関間の連携強化)
- 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)を受け、平成30年12月に策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等に基づき関係機関との連携強化等を行っている。
- 「子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)」の調整機関に専門職員を配置。

○児童虐待防止に向けた普及啓発

- 児童虐待を発見した人や子育てに悩みを抱える人が適切に通告・相談できるよう、児童虐待防止推進月間(11月)において、児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちばやく)」を記載したポスター等の広報・啓発物品を作成し、全国の自治体、関係府省庁及び関係団体等に配布するとともに、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」の開催、政府広報の活用等により、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることを周知・啓発している。

○児童虐待の未然防止、重篤化防止のための早期対応

- 学校における児童虐待対応に関して、関係機関と連携した適切な対応が図られるよう「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)等に基づき、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」や「学校現場における虐待防止に関する研修教材」等の教職員用研修資料を作成するとともに、各都道府県教育委員会等に研修の充実を呼び掛けており、引き続き様々な機会を捉えて、手引き等の趣旨の周知徹底に努める。
- 令和3年11月の「児童虐待防止推進月間」を機に、全国の家庭・学校・地域の関係者、全国の子供たちに向けて、文部科学大臣メッセージを発信するなど、児童虐待防止に向けた周知・啓発を行った。
- (・「子ども家庭総合支援拠点」、「要保護児童対策地域協議会」の機能強化)
- (・児童相談所・市町村において相談、支援を行う児童福祉司等の確保や専門性の向上)
- 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)を受け、平成30年12月に策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等に基づき、市区町村子ども家庭総合支援拠点の全市町村への設置促進、要保護児童対策調整機関調整担当者、児童福祉司等の専門職の増員や資質の向上、関係機関との連携強化等児童虐待対応における市町村及び児童相談所の体制強化を図っている。
- (・育児支援が必要な家庭への訪問支援)
- 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。さらに、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)に基づき、令和2年度からは、継続的な関わりが必要な家庭に対し、家庭訪問等を通じて、育児用品を配布するなど、保護者が支援を受け入れやすくする取組を支援する事業を実施している。
- (・SNSを活用した相談窓口の設置)
- 令和2年度予算において、各自治体が行うSNS等を活用した相談窓口の開設・運用を行う場合の補助に加え、同一期間でDV相談も併せて行う場合に補助の加算を行うことができるよう拡充を行うとともに、令和2年度第3次補正予算において、国において全国どこからでも相談を行うことができるSNSによるアカウントを開設するための予算を計上している。

○社会的養育が必要な子供への支援

- 「里親養育包括支援(フォスタリング)事業」等により、「都道府県社会的養育推進計画」に基づく各都道府県等の里親等委託推進に向けた取組を支援している。
- ※令和3年度予算において、①令和6年度末までの期間に限り、目標の達成に向けて意欲的に取り組む自治体に対する里親養育包括支援(フォスタリング)事業の補助率の嵩上げ(1/2→2/3)などフォスタリング機関に対する支援の拡充、②里親等委託児童自立支援事業の創設、③障害児里親等委託推進モデル事業の創設、④里親等委託推進提案型事業の創設を実施。
- ※令和4年度予算において、①令和6年度末までの期間に限り、目標の達成に向けて意欲的に取り組む自治体に対する里親養育包括支援(フォスタリング)事業の補助率の嵩上げ(1/2→2/3)を継続し、②経験豊富な里親を派遣して養育を支援する取組を創設、③企業が従業員である里親に独自の育児休暇を取得させた場合の費用の補助の創設、④障害児里親等委託推進モデル事業の拡充を実施。
- 「養子縁組民間あっせん機関助成事業」により、「都道府県社会的養育推進計画」に基づく各都道府県等の養子縁組民間あっせん機関に対する助成に向けた取り組みを支援している。
- ※令和2年度予算において、①児童相談所等の関係機関との連携体制を構築し、養親希望者等の負担軽減に向けた先駆的な取組など民間養子縁組あっせん機関が行う先駆的な取組への支援を拡充、②養親希望者の手数料負担軽減額の拡充を実施。
- ※令和3年度予算において、①子どもの出自を知る権利に関する支援等に取り組む養子縁組民間あっせん機関に対する支援の拡充、②養親希望者の手数料負担の更なる軽減を実施。
- ※令和4年度予算において、①民間あっせん機関による取組の安定化を図る事を目的にモデル事業の一部を一般事業化、②資質向上モデル事業の拡充を実施した。

○施設退所児童等の自立支援策の推進

- 施設を退所した児童等に対する支援として「社会的養護自立支援事業等」や「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」等を実施している。
- ※令和2年度予算において、①児童養護施設等に、進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う職員を配置し、退所前後の自立に向けた支援の充実、②「社会的養護自立支援事業」で退所者が気軽に集まれる場を常設する場合の費用を補助するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある児童養護施設退所者等を支援するため、生活費の貸付金額の増額等を行った。
- ※令和3年度予算において、①民間団体等が児童養護施設等に赴き、入所児童に対して自立に向けた相談支援の実施に必要な費用の補助の創設、②メンタルケア等、医療的な支援を必要とする者が適切に医療を受けられるようにするため、嘱託医との契約等、医療連携に必要な費用の補助の創設、③民間アパート等を借り上げて、一定期間、一人暮らしを体験するための補助の創設、④退所者の法律相談に対応するための補助の創設、⑤入院時の身元保証に対する補助の創設を実施。
- ※令和4年度予算において①支援コーディネーターの配置を拡充、②医療機関や就労支援機関への同行支援への補助を拡充、③身元保証の申請期間を5年に拡充を実施。

○被措置児童等虐待の防止

- 入所児童に対するケアの充実を図るため、「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業」や「基幹的職員研修」などを実施している。

○社会的養育関係施設における地域支援機能の充実

- 子ども、ひとり親家庭その他からの相談に応じ、必要な助言等を行う「児童家庭支援センター運営等事業」のほか、より家庭的な環境を実現していくため、「乳児院等多機能化推進事業」により、乳児院等の機能強化・多機能化を推進している。
- ※令和2年度予算において、特定妊婦等を受け入れた場合の生活費や居場所づくりに係る賃借料の支援の拡充を実施。(再掲)
- 「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業」において、児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進めるうえで、必要な人材を育成するための研修を開催するための費用を補助している。

(障害のある子供等への支援)

○障害のある子供の保育等

- 平成22年12月の障害者自立支援法の一部改正により、平成24年4月より障害児施設の一元化や通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行し、身近な地域での支援を充実する取組を推進している。また、その際に新設した「保育所等訪問支援」を活用することにより、保育所の一般施策における障害児の受入の促進を図っている。
- 平成28年6月の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部改正において、障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備に係る「障害児福祉計画」を策定することを地方公共団体に義務付けた。また、令和3年度から令和5年度を計画期間とする「第二期障害児福祉計画」において、保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することを求めた。
- 平成30年度には、保育所における障害児の受入に応じた地方交付税措置を、400億円程度から880億円程度に大幅に拡充した。
- 令和4年6月成立の児童福祉法等の一部を改正する法律において、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化し、地域の保育所等での積極的な障害児の受け入れのための専門的支援や助言等を行う機能の強化を図ることとした。

○関係機関の連携の強化による支援の実施

- 特別な支援が必要な子供が、就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備に必要な経費の一部を補助するなどして、教育委員会や学校と福祉部局や関係機関の連携を推進している。
- 利用者支援事業については、令和3年度は基本型、特定期型、母子保健型合わせて全国3,035か所に対して国庫補助を実施しており、保護者の就業形態や就業の有無に関わらず、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育・保健その他子育て支援を円滑にできるよう、必要な支援を行っている。
- 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定において、保育所等の関係機関との連携を評価する加算を設けた。また、平成30年度と同報酬改定において、医療機関との連携を評価する加算を拡大するとともに、看護職員の加配を評価する加算を設けた。令和3年度と同報酬改定では、要保護児童等に対して、児童相談所等と連携しつつ支援をしたときの加算を設けた。
- 平成28年6月の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部改正において、障害のある子どもに対して切れ目のない支援を行うよう、「障害児福祉計画」を策定することを地方公共団体に義務付けた。
- 令和4年6月成立の児童福祉法等の一部を改正する法律において、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化し、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域の障害児通所支援事業所に対する助言・援助等を通じて、地域全体の障害のある子どもに対する支援の質の底上げを図ることとした。

○医療的ケアが必要な子供への支援の充実

- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、医療機関との連携を評価する加算を拡大するとともに、看護職員の加配を評価する加算を設けた。また、令和3年度同報酬改定において、医療的ケア児を受け入れたときの基本報酬を創設するなど、医療的ケア児に係る報酬を拡充した。
- 平成30年度～令和2年度を計画期間とする「第一期障害児福祉計画」において、医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係分野の関係者の協議の場の設置を求めた。また、令和3年度から令和5年度を計画期間とする「第二期障害児福祉計画」において、協議の場の設置を引き続き求めるとともに、上記の関係分野の支援を調整する「医療的ケア児等コーディネーター」を配置することを求めた。
- 「医療的ケア児等コーディネーター」の養成や配置等、医療的ケア児等の地域における受け入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図ることを目的とする「医療的ケア児等総合支援事業」を令和元年度から実施している。
- 平成29年度より、医療的ケア児保育支援モデル事業を創設し、保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備することで、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図っている。令和3年度からは医療的ケア児保育支援事業として一般事業化し、支援を拡充している。
- 令和3年9月施行の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、各都道府県における医療的ケア児支援センターの設置を促進し、医療的ケア児を適切な支援につなげる体制の構築を図るため、「医療的ケア児支援センター開設支援事業」を令和3年度補正予算において実施している。
- 学校における医療的ケアについて、平成25年度より、地方公共団体等が医療的ケアを行う看護職員を学校に配置する際の経費の一部補助するとともに、学校において医療的ケアを行う看護職員について、その名称や職務内容を学校教育法施行規則第65条の2において規定するなど、各学校において関係者が一丸となって医療的ケアに対応できるよう、医療的ケアの環境整備の充実を図るための取組を推進している。
- 令和2年度診療報酬改定において、医療的ケア児の主治医から学校医等への診療情報提供についての評価を新設されるとともに、訪問看護ステーションから学校や保育所へ情報提供した場合の評価について対象が拡大され、令和4年度診療報酬改定において、算定対象先が追加された。

○発達障害のある子供への支援の充実

- 国立精神・神経医療研究センターにおいて、発達障害の適切な診断や治療等を行える医師等の専門家の育成に努めている。
- 発達障害児者やその家族への支援体制の構築を図るため、ペアレントトレーニング等の実施やペアレントメンターの養成などを行う「発達障害児者及び家族等支援事業」を実施している。
- どの地域でも一定水準の発達障害への診療、対応を可能にするため、発達障害に関する国の研修内容を踏まえた研修を地域のかかりつけ医等に対して実施する「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業」を実施している。また、発達障害の診断を早期に行える体制の確保を行う「発達障害診断待機解消事業」を実施している。
- 全都道府県・指定都市で、地域における発達障害児者への相談支援等の拠点である発達障害者支援センターを設置している。また、市町村・事業所への助言等を行う発達障害者地域支援マネージャーの配置等を行う「発達障害者支援体制整備事業」を実施している。

○「気づき」の段階からの支援

- 就学時の健康診断においては、乳幼児健康診査での情報の活用を促すなど、特別な支援が必要となる可能性のある子供の早期発見に努めている。引き続き、就学時の健康診断が適切に実施されるよう周知に取り組む。
- 令和元年度に市町村における乳幼児健康診査において、発達障害を疑われる児を早期発見し、早期に支援につなげるための取組事例のうち、特に効果的な取組事例を報告書にとりまとめ、自治体へ情報提供を行っている。

○特別支援教育の推進

- 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を行うとともに、一人一人の教育的ニーズに最も確に答える指導を提供できるよう、連続性のある多様な学びの場の整備に努めている。具体的には、子供の学習活動上のサポート等を行う「特別支援教育支援員」の配置促進や医療的ケアに対応する「医療的ケア看護職員」を配置するための財政的支援、特別支援教育に関する教職員の資質向上などに取り組んでいる。

(ニート、ひきこもり等の子供・若者への支援)

○地域のネットワークを通じた子供・若者への支援

- 子供・若者支援体制の整備のため、困難な状態にある子供・若者に対し、教育、福祉、保健、医療、雇用など地域における様々な機関がネットワークを形成して支援を行う「子ども・若者支援地域協議会」(以下「協議会」という。)、子供・若者に関する相談にワンストップで応じる「子ども・若者総合相談センター」(以下「センター」という。)の地方公共団体における設置及びその機能向上を促進している。令和4年1月1日現在、協議会は134の自治体に、センターは109の自治体にそれぞれ設置されている。
- 令和3年に制定した新たな子供・若者育成支援推進大綱に基づき、子供・若者支援人材の養成のため、地域において相談業務や訪問支援(アウトリーチ)等に従事する者に対し、当事者の意向に沿った支援の在り方、顕在化していない支援ニーズの掘り起こし方等支援による知識・技法の向上に資する研修を実施している。これら各種研修を通じて、支援の担い手同士の共助関係の構築を推進し、全国規模での活動の充実を図る。

(遺児への支援)

○遺児への支援

- (心のケア)
- 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)を受け、平成30年12月に策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等に基づき、児童福祉司等の専門職の増員や資質の向上等児童相談所の相談対応体制の強化を図っている。
- (独)自動車事故対策機構において、交通遺児等に対して生活資金の貸付け等を行っているほか、(公財)交通遺児等育成基金において、交通遺児からの拠出金により基金を造成し、交通遺児に対し基金の運用益を含めて年金方式で育成給付金の給付等を行っている。国土交通省としては、これらの取組みを実施するために必要な予算要求を行い、遺児への支援を継続的に実施していく。

(定住外国人の子供に対する就学支援)

○定住外国人の子供に対する就学支援

- 令和2年7月1日付で、「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を策定、自治体が講ずべき事項を示した。
- 外国人の子供の就学に向けた取組を行う自治体を支援する「外国人の子供の就学促進事業」を実施している。
- 各自治体が行う外国人児童生徒等の指導体制等の整備に関する取組を支援する「帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」を実施している。
- 公立学校において、令和8年度には日本語指導が必要な児童生徒18人に対して1人の教員が基礎定数として措置されるよう、義務標準法の規定に基づいた改善を着実に推進している。

II-4(11) 社会全体で子育てを応援する機運の醸成

(子育て世帯をやさしく包み込む社会的機運の醸成)

- 多様な主体の連携による子育てにやさしい社会的機運の醸成(再掲)
- 子育て支援パスポート事業の普及・促進(再掲)
- 「家族の日」「家族の週間」等を通じた理解促進(再掲)
- マタニティマーク、ベビーカーマークの普及啓発(再掲)

(妊娠中の方や子供連れに優しい施設や外出しやすい環境の整備)(再掲)

- 公共交通機関での子供連れ家族への配慮などの環境整備(再掲)
- 子育てバリアフリーの推進(再掲)
- 道路交通環境の整備(再掲)

II-4(12) 子育て分野におけるICTやAI等の適切な活用

- 地域におけるAI・IoT等の活用の推進(再掲)
- 子育てワンストップサービスの推進(再掲)
- 子育てノンストップサービスの推進(再掲)
- ICTを活用した子育て支援サービス(Baby tech)の普及促進(再掲)